

被逆境体験（ACE）という視点からみた  
親子が健やかに家庭で生活できるプログラム

報告書

2020年3月

花園大学



Supported by  日本 財団 THE NIPPON  
FOUNDATION

# 目次

第 I 章 はじめに.....	3
1. 研究の目的.....	3
2. 研究の概要.....	3
第 II 章 自治体アンケート調査.....	4
1. 目的.....	4
2. 方法.....	4
3. 結果と考察（全体版）.....	4
(1) 調査結果の概要.....	4
第 III 章 自治体アンケート調査の専門委員からの意見.....	18
1. 家子直幸委員（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）、西郷民紗委員（HITOTOWA）、越智真奈美委員（国立保健医療科学院）.....	18
2. 加藤曜子委員（流通科学大学）.....	28
3. 鈴木勲委員（会津大学短期大学部）.....	33
4. 川並利治委員（金沢星稜大学）.....	50
第 IV 章 市町村で適用可能なプログラムの検討.....	52
1. わが国の課題.....	52
(1) 調査結果の概要.....	52
(2) プログラムの評価について.....	52
2. ラップアラウンドのわが国の自治体への適用（久保樹里：大阪歯科大学）.....	53
第 V 章 まとめと今後の展望.....	58
1. まとめ.....	58
2. 今後の展望.....	58
3. 謝辞.....	59

# 第I章 はじめに

## 1. 研究の目的

わが国において、親と暮らせない社会的養護の子どもたちは約 4 万 6000 人いるが、適切な親子支援システムがないために、結果として分離している子どもが多い。軽度な虐待や育児不安等の在宅支援家庭についても、親子支援システムが不備であり、長期的には在宅での支援が不可能となり社会的養護に至る子どもも多い。支援のシステムがあれば在宅で生活できる子どもが、結果として親と離れ離れになっている現状がある。その現状として以下のことが考えられる。

- ・虐待のみに特化しているプログラムが多く、家族支援の視点からのプログラムが少ない。
- ・軽度の虐待は市町村支援が多いが、その支援についてのノウハウがない。
- ・ノウハウがないため、見守りという在宅支援となり、悪化してしまう。

海外の文献からは、他国は次のような対応をしている。

- ・被逆境的体験(ACE)という視点から、虐待だけでなく成育環境も含めた支援を行っている。
- ・自治体と研究者が協働し、エビデンスのあるプログラムを開発し、積極的に在宅支援として使われている。

本研究は、ACE という視点をもとに親子が健やかに家庭で生活できるプログラムについて研究し、新たな支援システムの構築を検討することが目的である。

## 2. 研究の概要

本研究は次の 3 つを中心に行われた。

- (1)自治体の親子支援プログラムの実施把握
- (2)海外のプログラム実施状況と評価について(米国を中心に)
- (3)わが国で適用可能性なプログラムの分析

なお、本研究の実施にあたっては、有識者からなる検討委員会を設置した。

### 検討委員会

名前	所属
和田一郎	花園大学
鈴木勲	会津大学短期大学部
家子直幸	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
西郷民紗	HITOTOWA
加藤曜子	流通科学大学
川並利治	金沢星稜大学
越智真奈美	保健医療科学院
久保樹里	大阪歯科大学

## 第II章 自治体アンケート調査

---

### 1. 目的

市町村レベルでの親子支援の現状把握を行うために、アンケート調査を実施した。

### 2. 方法

調査対象：全国市区町村（児童福祉主管課、母子保健課）合計 1745 自治体

調査方法：郵送調査

回収数／回収率：260 自治体より回収／回収率 15%（2019 年 12 月末現在）

### 3. 結果と考察（全体版）

#### （1）調査結果の概要

#### ①回答自治体数

表1 回答自治体数

	度数	パーセント	累積パーセント
市	154	59.2	59.2
町	75	28.8	88.1
村	17	6.5	94.6
政令指定都市	6	2.3	96.9
23区	8	3.1	100.0
合計	260	100.0	

## ②人口動態について（全体）

表2 人口動態について(全体)

	n	2017年総人口	2018年総人口	人口成長率	2017年65歳以上人口	2018年65歳以上人口	65歳以上人口成長率	
		平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	
市区町村区分 市区町村区分	市	154	123,046	122,596	99.3%	34,103	34,553	101.3%
	町	75	15,874	15,730	98.7%	5,119	5,176	100.9%
	村	17	4,673	4,616	99.0%	1,508	1,518	100.4%
	政令指定都市	6	1,868,968	1,873,853	100.3%	453,259	461,669	102.0%
	23区	8	404,894	407,473	100.5%	90,786	91,175	100.4%

表3a 人口動態増減率（全体）

	n	2017/2018人口増減 該当件数		
		微減(96%-99%)	横倍(100%-101%)	微増(101%-103%)
市区町村区分	市	59	20	0
	町	45	7	0
	村	13	2	1
	政令指定都市	0	5	0
	23区	1	6	0
	全体	118	40	1
	構成比	74.2%	25.2%	0.6%

表3b 人口動態増減率（65歳以上）

	n	2017/2018 65歳以上人口増減 該当件数		
		微減(96%-99%)	横倍(100%-101%)	微増(101%-103%)
市区町村区分	市	0	59	20
	町	6	25	13
	村	3	2	3
	政令指定都市	0	1	3
	23区	0	8	0
	全体	9	95	39
	構成比	6.3%	66.4%	27.3%

【ポイント】1年間の比較であるが、人口が減少していく中、高齢者の割合が増加している傾向がある。

②人口動態について（2017年と2018年）

表4 人口動態について(18歳以下人口)

		0歳-6歳人口	0歳-6歳人口	0歳-6歳人口	7歳-12歳人口	7歳-12歳人口	7歳-12歳人口	13歳-15歳人口	13歳-15歳人口	13歳-15歳人口	16歳-18歳人口	16歳-18歳	16歳-18歳
		2017	2018	比率	2017	2018	比率	2018	2018	比率	2017	人口2018	人口比率
		平均値	平均値	2018/2017	平均値	平均値	2018/2017	平均値	平均値	2018/2017	平均値	平均値	2018/2017
市区町村区分	市	6,800	6,654	97.6%	6,461	6,419	98.7%	3,438	3,343	96.7%	3,600	3,567	98.7%
	町	781	764	96.8%	760	749	97.9%	418	402	96.2%	443	438	98.5%
	村	214	207	96.1%	221	216	96.6%	115	115	102.8%	125	121	96.7%
	政令指定都市	106,588	105,062	98.6%	94,125	94,661	100.7%	48,502	47,523	98.1%	51,136	51,135	100.0%
	23区	21,675	21,547	99.4%	17,353	17,560	101.2%	8,766	8,556	96.8%	9,389	9,474	101.5%

表5 人口動態記述統計量(18歳以下人口)

記述統計量（全体）							
	有効回答数	最小値	最大値	合計	前年比	平均値	標準偏差
未就学児人口2017	257	36	212,096	1,920,499	-	7,473	18,535
未就学児人口2018	257	38	208,575	1,886,507	98.2%	7,340	18,259
小学生人口2017	256	28	190,213	1,751,086	-	6,840	16,471
小学生人口2018	256	23	190,247	1,748,768	99.9%	6,831	16,531
中学生人口2017	256	8	99,553	919,468	-	3,592	8,535
中学生人口2018	256	12	97,119	896,324	97.5%	3,501	8,349
高校生人口2017	256	13	103,363	967,107	-	3,778	8,949
高校生人口2018	256	12	103,302	962,205	99.5%	3,759	8,946

【ポイント】

18歳以下の人口については、全体としては減少傾向にある。なお、行政区分別にみれば、増加傾向の年齢層も見受けられる。過疎化の影響から都市部以外での減少が大きく見受けられる。

### ③自治体基礎項目

表6 生活支援

		Q1_2：生活保護率	Q1_2：準要保護 適用児童数	Q1_2：児童扶養手当 受給世帯数	Q1_2：許可保育園 入園児童数	Q1_2：許可外保育園 入園児童数
		平均値(%)	平均値(人)	平均値(世帯)	平均値(人)	平均値(人)
行政区 分	市	10.971	1,096	1,158	2,852	317
	町	11.917	114	136	368	22
	村	4.905	28	36	92	27
	政令指定都 東京23区	25.073	15,891	13,956	36,103	3,741
		28.493	6,657	3,138	8,771	1,833

表7 要対協ケース

(1) ケース総数：合計

	年度末のケース総数								
	要保護児童数			要支援児童			特定妊婦		
	2017年度：合計	2018年度：合計	2018/2017	2017年度：合計	2018年度：合計	2018/2017	2017年度：合計	2018年度：合計	2018/2017
市 (n=156)	21,781	24,596	113%	14,843	16,631	112%	1,456	1,666	114%
町 (n=74)	1,289	1,360	106%	1,100	1,111	101%	104	110	106%
村 (n=16)	36	34	94%	71	63	89%	3	7	233%
政令指定都市 (n=6)	8,333	8,697	104%	3,933	3,520	89%	317	272	86%
23区 (n=8)	2,802	3,395	121%	2,377	2,734	115%	150	175	117%
合計	34,241	38,082	111%	22,324	24,059	108%	2,030	2,230	110%

(1) ケース総数：平均値

	年度末のケース総数								
	要保護児童数			要支援児童			特定妊婦		
	2017年度：平均	2018年度：平均	2018/2017	2017年度：平均	2018年度：平均	2018/2017	2017年度：平均	2018年度：平均	2018/2017
市 (n=156)	152	170	112%	114	128	112%	12	13	111%
町 (n=74)	21	21	99%	19	18	98%	2	2	105%
村 (n=16)	2	2	122%	5	5	96%	0	1	500%
政令指定都市 (n=6)	1,667	1,739	104%	983	880	89%	79	68	86%
23区 (n=8)	350	424	121%	340	391	115%	25	29	116%
全体平均	148	161	109%	104	112	108%	10	11	110%

【ポイント】

要対協ケースについて 2017 年と 2018 年を比較した場合、全体として増加傾向である。一部政令指定都市については減少傾向にある。しかしながらサンプル数少ないため、一部の都市に影響されている数値である可能性もある。

表 8 要対協ケース(新規受付数)

(2) ケースのうち、新規に受付した件数 (新規受付件数) : 合計

	ケースのうち、新規に受付した件数 (新規受付件数)								
	要保護児童数			要支援児童			特定妊婦		
	2017年度: 合計	2018年度: 合計	2018/2017	2017年度: 合計	2018年度: 合計	2018/2017	2017年度: 合計	2018年度: 合計	2018/2017
市 (n=156)	11,503	13,763	120%	7,126	7,739	109%	1,508	1,757	117%
町 (n=74)	403	473	117%	350	365	104%	84	88	105%
村 (n=16)	20	13	65%	35	37	106%	4	7	175%
政令指定都市 (n=6)	264	231	88%	3,062	4,144	135%	59	46	78%
23区 (n=8)	2,421	2,915	120%	2,932	3,188	109%	203	221	109%
合計	14,611	17,395	119%	13,505	15,473	115%	1,858	2,119	114%

(2) ケースのうち、新規に受付した件数 (新規受付件数) : 平均値

	ケースのうち、新規に受付した件数 (新規受付件数)								
	要保護児童数			要支援児童			特定妊婦		
	2017年度: 平均	2018年度: 平均	2018/2017	2017年度: 平均	2018年度: 平均	2018/2017	2017年度: 平均	2018年度: 平均	2018/2017
市 (n=156)	83	98	118%	56	60	107%	12	14	115%
町 (n=74)	7	8	114%	6	6	96%	2	2	103%
村 (n=16)	1	1	100%	3	3	113%	0	1	375%
政令指定都市 (n=6)	132	115	87%	1,531	2,072	135%	59	46	78%
23区 (n=8)	303	364	120%	419	445	106%	34	37	109%
全体平均	66	77	117%	66	73	111%	9	10	111%

【ポイント】

2017 年と 2018 年を比較した場合、全体として増加傾向にあることがわかる。特に要保護児童数が大幅に増加している。

表 9 要対協ケース(児童相談所との関係)

(3) ケースのうち、児相との関係について: 合計

	ケースのうち、児相との関係について														
	児相から情報提供または連絡されたケース						特定妊婦			児相に通告または送附したケース			特定妊婦		
	2017年度: 合計	2018年度: 合計	2018/2017	2017年度: 合計	2018年度: 合計	2018/2017	2017年度: 合計	2018年度: 合計	2018/2017	2017年度: 合計	2018年度: 合計	2018/2017	2017年度: 合計	2018年度: 合計	2018/2017
市 (n=156)	1,259	1,597	127%	924	894	97%	6	6	100%	689	1,004	146%	314	341	109%
町 (n=74)	50	94	188%	84	96	114%	2	2	100%	62	96	155%	32	34	106%
村 (n=16)	0	2	200%	1	1	100%	0	0	0%	5	6	120%	0	5	500%
政令指定都市 (n=6)	11	14	127%	7	5	250%	0	0	0%	20	23	115%	18	20	111%
23区 (n=8)	114	143	125%	220	203	92%	0	0	0%	76	58	77%	0	0	0%
合計	1,435	1,850	129%	1,231	1,199	97%	6	6	100%	851	1,187	139%	536	583	109%

(3) ケースのうち、児相との関係について: 平均値

	ケースのうち、児相との関係について														
	児相から情報提供または連絡されたケース						特定妊婦			要保護児童			特定妊婦		
	2017年度: 平均	2018年度: 平均	2018/2017	2017年度: 平均	2018年度: 平均	2018/2017	2017年度: 平均	2018年度: 平均	2018/2017	2017年度: 平均	2018年度: 平均	2018/2017	2017年度: 平均	2018年度: 平均	2018/2017
市 (n=156)	10	13	124%	6	6	90%	0	0	-	5	6	124%	3	3	100%
町 (n=74)	1	2	200%	2	2	114%	0	0	-	1	2	244%	1	1	100%
村 (n=16)	0	0	-	0	0	100%	0	0	-	0	0	0%	0	0	0%
政令指定都市 (n=6)	4	5	117%	1	3	250%	0	0	-	20	23	115%	18	20	111%
23区 (n=8)	15	24	158%	44	41	92%	0	0	-	15	12	77%	0	0	0%
全体平均	7	9	129%	7	6	86%	0	0	-	4	6	150%	3	3	100%

【ポイント】

2017 年と 2018 年を比較した場合、全体として増加傾向にあることがわかる。特に要保護児童数については、児相からのケース、児相に通告のケースいずれも大幅に人数が増加している。



表 10 児童虐待関連予算

行ラベル	件数 / 市区町村	平均 / 国補助	平均 / 都道府県補助2	平均 / 自治体	平均 / その他
MY TREEベアレンツ・プログラム事業	1			¥659,789	
オレンジリボンキャンペーン	1	¥85,000	¥85,000	¥85,841	¥0
きめ細やかな子ども見守り事業	1	¥0	¥0	¥2,929,100	
一般管理事務職員人件費（児童虐待相談員）	1	¥962,000		¥2,046,396	
家庭児童相談事業	22	¥3,980,163	¥709,763	¥23,291,954	¥260,848
虐待対策コーディネーター事業	1		¥3,021,000	¥8,024,224	
教育支援訪問事業	1	¥337,000	¥311,000	¥285,939	¥0
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	12	¥2,962,083	¥587,091	¥4,490,248	¥420,846
子ども家庭支援センター事業	2	¥667,000	¥14,158,000	¥18,897,958	
子ども家庭総合支援拠点運営事業	1	¥13,583,000		¥27,166,000	
子ども虐待防止電話相談	2	¥77,850	¥77,850	¥153,260	¥0
子育て支援事業	6	¥2,740,750	¥3,557,750	¥6,309,138	¥0
子育て短期支援事業	3	¥130,000	¥130,000	¥133,000	¥16,500
資質の向上	1	¥566		¥223	
児童虐待・DV対象等総合支援事業	8	¥1,032,000	¥0	¥1,301,912	¥0
児童虐待防止対策支援事業	48	¥4,087,557	¥1,487,358	¥5,470,715	¥89,546
児童支援訪問事業	1	¥525,000	¥525,000	¥1,654,785	
児童社会福祉費	1	¥0	¥0	¥5,000,000	
児童福祉事業	2	¥0	¥0	¥21,764	¥0
次世代育成支援対策事業	1	¥0	¥31,000	¥35,593	¥0
消防職員むけ出前講座	1	¥10,000	¥10,000	¥10,600	¥0
青少年対策事業	1	¥13,000	¥13,000	¥3,283,150	¥0
地域児童対策事業	1			¥12,000	
乳幼児全戸訪問	1	¥980,000	¥980,000	¥981,681	
要支援家庭サポート事業	1	¥356,000	¥356,000	¥2,484,800	
要保護児童対策事業費	12	¥475,909	¥1,186,292	¥815,523	¥487,697
要保護児童対策地域協議会運営事業	16	¥141,210	¥688,310	¥263,502	¥0
養育支援訪問事業	11	¥610,455	¥611,973	¥674,994	¥0
利用者支援事業	1	¥3,738,000	¥3,738,000	¥3,975,302	¥11,451,302
里親会負担金	1	¥0	¥0	¥6,650	¥0
電話相談事業	1	¥2,615		¥2,072	
総計	163	¥2,406,608	¥1,198,145	¥6,117,052	¥290,404

【ポイント】

件数として最多は「児童虐待防止対策支援事業」となる。次に「家庭事業相談事業」、「要保護児童対策地域協議会」となっている。金額については「家庭事業相談事業」の自治体における費用が大きい。

表 11 児童虐待を含む子ども支援の予算

行ラベル	件数 / 市区町村	平均 / 国補助	平均 / 都道府県補助2	平均 / 自治体	平均 / その他
家庭支援推進事業	1	¥134,000	¥134,000	¥410,887	¥678,887
家庭児童相談室運営事業	6	¥0	¥0	¥5,745,874	¥0
玄海町要保護児童対策地域協議会委員謝金	1	¥0	¥0	¥16,500	¥0
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1	¥78,000	¥78,000	¥78,267	¥0
子育て短期支援事業	4	¥174,500	¥190,250	¥241,000	¥0
児童虐待防止事業	4	¥1,089,997	¥33,000	¥3,688,575	¥843,263
養育支援訪問事業	8	¥256,875	¥222,750	¥204,294	¥0
養育困難改善事業	1	¥1,922,000	¥4,362,000	¥7,856,000	¥14,140,000
要保護児童支援地域協議会	1	¥73,000	¥33,000	¥479,950	
乳児家庭全戸訪問事業	2	¥350,500	¥350,500	¥351,098	
短期入所生活援助	1	¥0	¥0	¥274,400	¥0
人権家庭問題相談事業	1	¥1,201,500	¥286,000	¥9,414,747	¥1,883
社会福祉費	1	¥0	¥0	¥5,000,000	¥0
児童対策地域協議会事業	1	¥466,000	¥409,000	¥280,129	¥0
子育て包括相談支援事業	1	¥910,000	¥910,000	¥912,800	
子育て見守り訪問員派遣事業	1	¥6,406,411		¥7,755,629	
子育て応援隊事業	1	¥9,231,000	¥60,683,000	¥93,223,000	¥163,137,000
子育て応援セミナー講義派遣	1			¥60,000	
子ども虐待防止活動推進委員会	1	¥2,710,000		¥1,079,402	¥1,813
子どもの居場所づくり事業	1			¥7,270,560	
子どものショートステイ事業	1			¥0	
子どものエンパワメントプログラム	1			¥521,000	
子どもショートステイ事業	1	¥81,000	¥588,000	¥969,806	
虐待防止等強化事業	1	¥4,468,000	¥177,000	¥186,848	
一時保護事業	1	¥274,737,858	¥0	¥628,468,045	¥10,186,759
育児支援事業	1	¥691,000	¥691,000	¥691,055	
育児支援家庭訪問事業	1			¥2,534,400	
ファミリー・サポートセンター利用	1	¥30,000	¥30,000	¥31,950	¥0
ショートステイ・トワイライトステイ事業	1	¥1,478,000	¥1,478,000	¥20,234,530	
こどもショートステイ事業	1	¥2,522,000	¥2,522,000	¥25,981,000	¥31,025,000
総計	49	¥7,324,506	¥1,991,000	¥17,678,796	¥7,887,781

【ポイント】

件数として養育支援訪問事業が最も多く、次に児童相談室、子育て短期支援事業が上位となる。

表 12 地域子ども・子育て 13 支援事業

Q4.地域子ども・子育て13支援事業

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
Q4_1：利用者支援事業：決算額	163	0	208,693,909	78,961,746	23,451,234
Q4_1：利用者支援事業：助言・利用回数	141	0	42,829	1,958	5,621
Q4_2：延長保育事業：実施世帯数	120	1	469,747	5,875	43,506
Q4_3：実費徴収に係る補足給付を行う事業：対象世帯数	46	1	2,468	116	395
Q4_4：多様な主体の参入促進事業：決算額	116	0	13,629,600	460,092	1,823,371
Q4_5：放課後児童健全育成事業：実施施設数	241	1	430	24	44
Q4_5：放課後児童健全育成事業：登録児童数	236	5	67,718	1,454	4,860
Q4_6：ショートステイ実施箇所数	203	0	12	2	2
Q4_6：ショートステイ利用述べ児童数	199	0	7,950	92	581
Q4_6：ショートステイ予算額	185	0	769,282,000	1,333,691	5,965,666
Q4_6：トライライトステイ実施箇所数	178	0	11	1	2
Q4_6：トワイライトステイ利用述べ児童数	176	0	10,144	120	855
Q4_7：乳幼児家庭全戸訪問事業：対象児童数	223	0	28,611	1,052	2,687
Q4_7：乳幼児家庭全戸訪問事業実施率	216	0	107	94	15
Q4_8：養育支援訪問事業：派遣世帯数	189	0	3,779	95	378
Q4_8：養育支援訪問事業：述べ訪問数	199	0	6,804	301	763
Q4_9：子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業：決算額	151	0	740,137,192	1,702,753	5,064,536
Q4_10：一時預かり事業：実施施設数	236	0	809	16	56
Q4_10：一時預かり事業：述べ利用児童数	230	0	423,877	14,943	37,227
Q4_11：地域子育て支援拠点事業：実施施設数	237	0	196	8	18
Q4_11：地域子育て支援拠点事業：述べ利用児童数	222	0	554,738	40,846	79,558
Q4_12：病児保育事業：施設数	206	0	33	2	4
Q4_12：病児保育事業：述べ利用数	208	0	29,631	950	2,828
Q4_13：子育て援助活動支援事業：依頼会員数	204	0	11,022	715	1,347
Q4_13：子育て援助活動支援事業：提供会員数	206	0	2,935	187	315
Q4_13：子育て援助活動支援事業：活動件数	199	0	57,935	2,294	5,142

【ポイント】

自治体によつての差が大きく、子どもの数によつては、事業を実施していない自治体が多い。

④自治体のサービスについて

表 13 子ども・子育て支援充実のニーズの高い事業（5つ選択）

Q1_貴自治体における子ども・子育て支援の充実のために特にニーズの高い事業を5つ選択ください (MA)	回答数	%	ケースのパーセント
Q1_1_認可保育所	190	15.9%	77.2%
Q1_2_認定こども園	147	12.3%	59.8%
Q1_3_幼稚園	76	6.4%	30.9%
Q1_4_児童館	29	2.4%	11.8%
Q1_5_放課後児童クラブ	215	18.0%	87.4%
Q1_6_地域子育て支援センター	77	6.5%	31.3%
Q1_7_ファミリーサポートセンター	23	1.9%	9.3%
Q1_8_児童家庭支援センター	11	0.9%	4.5%
Q1_9_低年齢児保育(0歳児保育)	39	3.3%	15.9%
Q1_10_小規模保育事業	12	1.0%	4.9%
Q1_11_延長保育事業	68	5.7%	27.6%
Q1_12_一時的保育事業	66	5.5%	26.8%
Q1_13_休日保育事業	21	1.8%	8.5%
Q1_14_病児後児事業	47	3.9%	19.1%
Q1_15_保育所までの送迎サービス	7	0.6%	2.8%
Q1_16_相談指導等サービス	4	0.3%	1.6%
Q1_17_ショートステイ事業	5	0.4%	2.0%
Q1_19_親子触れ合い促進事業	3	0.3%	1.2%
Q1_20_家庭的保育事業	3	0.3%	1.2%
Q1_21_乳幼児健康支援デイサービス事業	1	0.1%	0.4%
Q1_22_新生児訪問指導	17	1.4%	6.9%
Q1_23_乳幼児全戸訪問事業	66	5.5%	26.8%
Q1_24_妊婦健診	45	3.8%	18.3%
Q1_25_母親学級、両親学級	15	1.3%	6.1%
Q1_26_低出生体重児支援	3	0.3%	1.2%
Q1_27_妊娠に関する普及啓発	1	0.1%	0.4%
Q1_28_不妊相談	1	0.1%	0.4%
Q1_29_マタニティタクシー事業	1	0.1%	0.4%
合計	1193	100.0%	485.0%

【ポイント】

保育のニーズが高いとともに、放課後児童クラブのニーズも高い状況である。

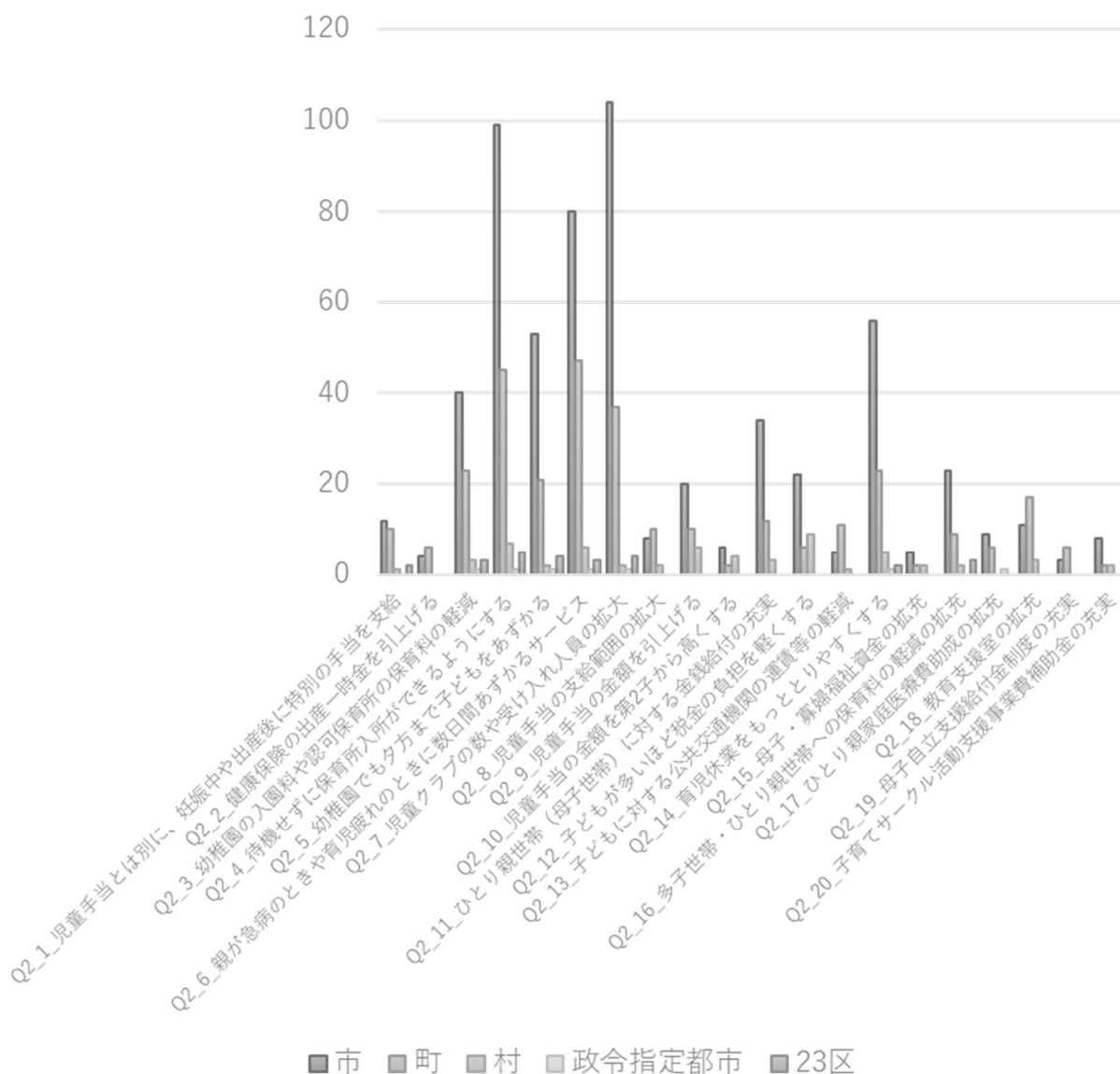
表 14 子ども・子育て世帯へのさらなるニーズ（5つ選択）

Q2：子供・子育て世帯に対する支援において今後さらに支援の充実や拡充が求められる制度、各種事業等。	回答数	パーセント	ケースのパーセント
Q2_1_児童手当とは別に、妊娠中や出産後に特別の手当を支給	25	2.5%	10.5%
Q2_2_健康保険の出産一時金を上げる	10	1.0%	4.2%
Q2_3_幼稚園の入園料や認可保育所の保育料の軽減	70	7.0%	29.5%
Q2_4_待機せずに保育所入所ができるようにする	157	15.7%	66.2%
Q2_5_幼稚園でも夕方まで子どもをあずかる	81	8.1%	34.2%
Q2_6_親が急病のときや育児疲れのときに数日間あずかるサービス	137	13.7%	57.8%
Q2_7_児童クラブの数や受け入れ人員の拡大	148	14.8%	62.4%
Q2_8_児童手当の支給範囲の拡大	20	2.0%	8.4%
Q2_9_児童手当の金額を上げる	36	3.6%	15.2%
Q2_10_児童手当の金額を第2子から高くする	12	1.2%	5.1%
Q2_11_ひとり親世帯に対する金銭給付の充実	49	4.9%	20.7%
Q2_12_子どもが多いほど税金の負担を軽くする	37	3.7%	15.6%
Q2_13_子どもに対する公共交通機関の運賃等の軽減	17	1.7%	7.2%
Q2_14_育児休業をもっととりやすくする	87	8.7%	36.7%
Q2_15_母子・寡婦福祉資金の拡充	9	0.9%	3.8%
Q2_16_多子世帯・ひとり親世帯への保育料の軽減の拡充	37	3.7%	15.6%
Q2_17_ひとり親家庭医療費助成の拡充	16	1.6%	6.8%
Q2_18_教育支援室の拡充	31	3.1%	13.1%
Q2_19_母子自立支援給付金制度の充実	9	0.9%	3.8%
Q2_20_子育てサークル活動支援事業費補助金の充実	12	1.2%	5.1%
合計	1000	100.0%	421.9%

【ポイント】

今後求められるサービスとしては、待機児童減少、数日間預かるサービス、人員の拡大が顕著に多く  
 インフラ整備が必要である。

表 15 ニーズの比較



【ポイント】

市町村ごとの属性を見ると、各項目ともにニーズは高いが市レベルと町レベルではニーズの高さも異なることから、各自治体ごとの特性を把握して政策を立てる必要がある。

表 16 実施中の事業

	度数			%		
	あり・いる	なし・いない	合計	あり・いる	なし・いない	合計
Q3_1 自治体による家庭訪問やホームヘルパーの派遣などの支援がある	178	71	249	71%	29%	100%
Q3_2 自治体による保育所や幼稚園選別に役立つ情報提供がある	220	33	253	87%	13%	100%
Q3_3 自治体による子ども・子育て支援制度に役立つ情報がホームページに掲載されている	236	18	254	93%	7%	100%
Q3_4 親子の交流や育児相談ができる場所が直近3年で増加している	134	109	243	55%	45%	100%
Q3_5 子どもが安心して遊ぶことができる公園が直近3年で増加している	60	174	234	26%	74%	100%
Q3_6 放課後児童クラブ等、子どもの放課後の居場所が直近3年で増加している	151	98	249	61%	39%	100%
Q3_7 子どもの多い世帯が安価で広い住宅に住めるような自治体の住宅支援がある	43	188	231	19%	81%	100%
Q3_8 子ども・子育て支援に関わる専門家・スタッフの資質向上のための研修が実施されている	164	87	251	65%	35%	100%
Q3_9 子ども・子育て支援に関わる専門家・スタッフの子ども虐待の理解と対応に特化した研修が実施されている	118	126	244	48%	52%	100%
Q3_10 自治体内で生活困窮世帯の子どものための学習支援事業が実施されている	138	109	247	56%	44%	100%
Q3_11 自治体内で生活困窮世帯の子どものために無料や低価格で食事を提供する場所がある	117	131	248	47%	53%	100%
Q3_12 自治体における子ども・子育て支援施策の充実のために計画施策に目標値を設けている	216	35	251	86%	14%	100%
Q3_13 自治体内で妊産期から幼児期までの健康教室が開催されている	195	46	241	81%	19%	100%
Q3_14 自治体内に子育て、発達、健康、育児についての相談窓口がある	254	1	255	100%	0%	100%
Q3_15 自治体内に子育て包括支援センターが設置されている	163	91	254	64%	36%	100%

【ポイント】

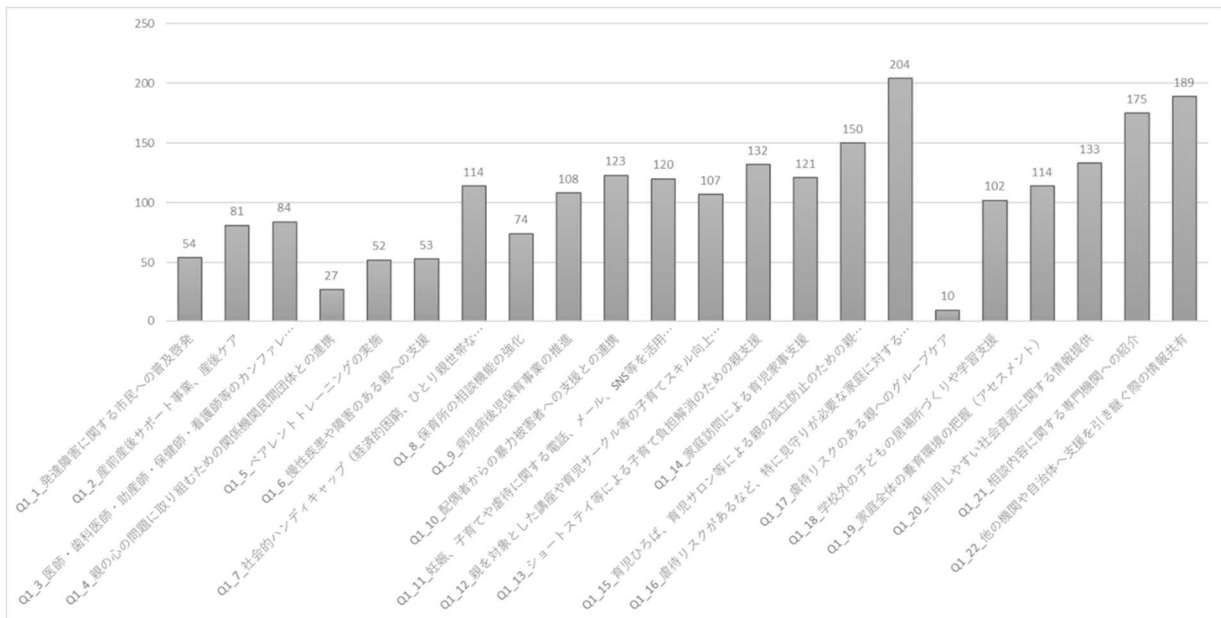
回答での各施策の実施状況である。各項目で実施状況はかなり違いがみられる。特に「5. 子どもが安心して遊ぶことのできる公園の増加」については、否定の回答が多い。また「7. 住宅支援」についても取り組みは低い状況である。自治体間の比較では、自治体が小規模になればなるほど、実施していないサービスが増加している。一方、住宅支援についてはその傾向がない。町村レベルでも実施している割合は一定数あることがわかる。

⑤児童福祉主管課調査

表 17 現状の取り組み(市町村別)

行政区分	市区町村区分					合計
	市	町	村	政令指定都市	23区	
Q1_1_発達障害に関する市民への普及啓発	38	9	1	0	6	54
Q1_2_産前産後サポート事業、産後ケア	46	21	7	1	6	81
Q1_3_医師・歯科医師・助産師・保健師・看護師等のカンファレンスによる情報交換	56	20	3	1	4	84
Q1_4_親の心の問題に取り組むための関係機関民間団体との連携	19	3	2	0	3	27
Q1_5_ペアレントトレーニングの実施	38	10	1	0	3	52
Q1_6_慢性疾患や障害のある親への支援	32	13	3	1	4	53
Q1_7_社会的ハンディキャップ（経済的困窮、ひとり親世帯など）のある親への支援	75	24	8	1	6	114
Q1_8_保育所の相談機能の強化	41	22	5	1	5	74
Q1_9_育児病後児保育事業の推進	81	19	2	1	5	108
Q1_10_配偶者からの暴力被害者への支援との連携	94	19	4	1	5	123
Q1_11_妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール、SNS等を活用した相談支援	88	19	7	1	5	120
Q1_12_親を対象とした講座や育児サークル等の子育てスキル向上のための親支援	75	20	5	1	6	107
Q1_13_ショートステイ等による子育て負担解消のための親支援	104	18	2	1	7	132
Q1_14_家庭訪問による育児家事支援	88	22	3	1	7	121
Q1_15_育児ひろば、育児サロン等による親の孤立防止のための親支援	96	38	8	1	7	150
Q1_16_虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談訪問等の支援	135	53	10	1	5	204
Q1_17_虐待リスクのある親へのグループケア	8	0	0	0	2	10
Q1_18_学校外の子どもの居場所づくりや学習支援	70	22	4	1	5	102
Q1_19_家庭全体の養育環境の把握（アセスメント）	81	25	2	1	5	114
Q1_20_利用しやすい社会資源に関する情報提供	99	26	3	1	4	133
Q1_21_相談内容に関する専門機関への紹介	114	47	8	1	5	175
Q1_22_他の機関や自治体へ支援を引き継ぐ際の情報共有	121	54	8	1	5	189
合計	156	71	15	1	7	250

表 18 現状の取り組み(合計値)



【ポイント】

子育ての支援や不適切な養育の予防が中心である。一方、ショートステイや家庭訪問関係の事業もあり、非常に少ない人員で対応していることが示唆される。

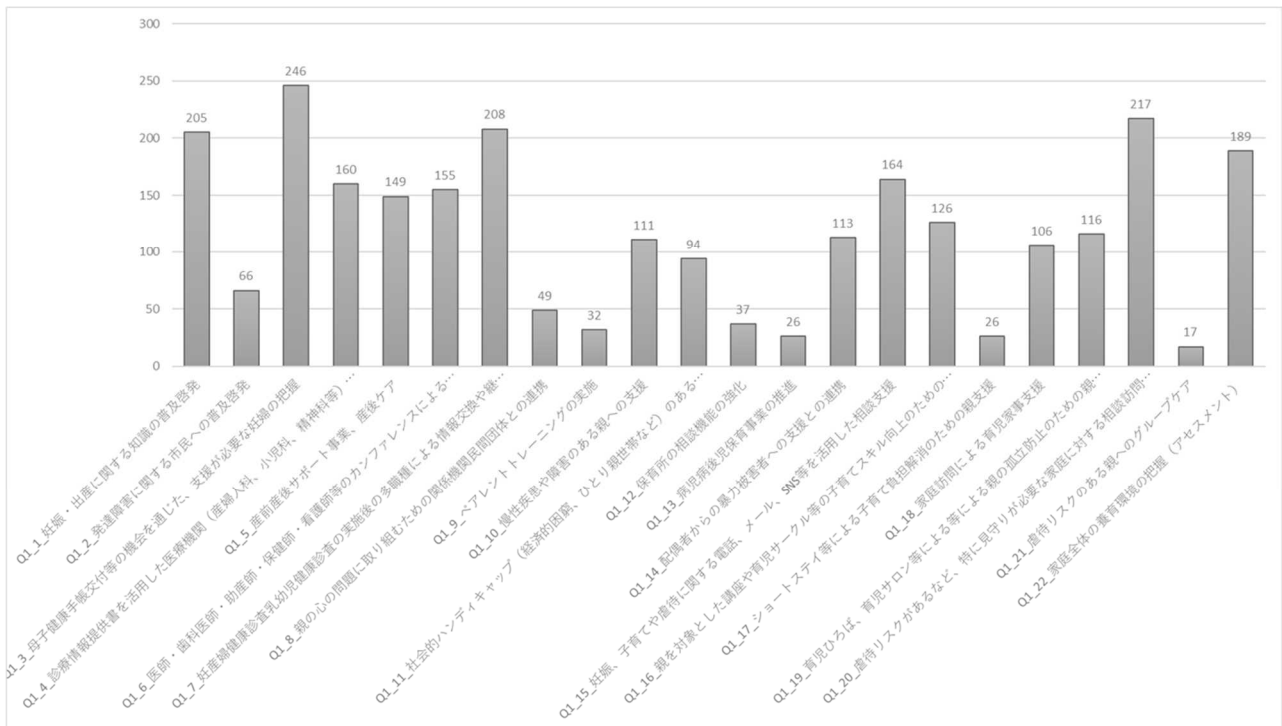


⑥児童福祉主管課調査

表 19 現状の取り組み(市町村別)

行政区分	市区町村区分						合計
	市	町	村	政令指定都市	23区		
Q1_1_妊娠・出産に関する知識の普及啓発	133	55	11	1	5	205	
Q1_2_発達障害に関する市民への普及啓発	44	16	2	0	4	66	
Q1_3_母子健康手帳交付等の機会を通じた、支援が必要な妊婦の把握	149	72	16	1	7	245	
Q1_4_診療情報提供書を活用した医療機関（産婦人科、小児科、精神科等）との連携	101	44	9	1	5	160	
Q1_5_産前産後サポート事業、産後ケア	104	28	9	1	7	149	
Q1_6_医師・歯科医師・助産師・保健師・看護師等のカンファレンスによる情報交換	99	38	10	1	7	155	
Q1_7_妊産婦健康診査乳幼児健康診査の実施後の多職種による情報交換や継続支援	130	56	14	1	7	208	
Q1_8_親の心の問題に取り組むための関係機関民間団体との連携	34	8	2	0	5	49	
Q1_9_ペアレントトレーニングの実施	21	10	1	0	0	32	
Q1_10_慢性疾患や障害のある親への支援	70	28	6	1	6	111	
Q1_11_社会的ハンディキャップ（経済的困窮、ひとり親世帯など）のある親への支援	57	28	4	1	4	94	
Q1_12_保育所の相談機能の強化	19	11	5	1	1	37	
Q1_13_病児病後児保育事業の推進	16	8	0	1	1	26	
Q1_14_配偶者からの暴力被害者への支援との連携	71	29	7	1	5	113	
Q1_15_妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール、SNS等を活用した相談支援	105	46	5	1	7	164	
Q1_16_親を対象とした講座や育児サークル等の子育てスキル向上のための親支援	83	30	5	1	7	126	
Q1_17_ショートステイ等による子育て負担解消のための親支援	14	8	0	1	3	26	
Q1_18_家庭訪問による育児家事支援	62	33	5	1	4	105	
Q1_19_育児ひろば、育児サロン等による等による親の孤立防止のための親支援	58	41	9	1	7	116	
Q1_20_虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談訪問等の支援	132	64	12	1	7	216	
Q1_21_虐待リスクのある親へのグループケア	10	2	0	0	5	17	
Q1_22_家庭全体の養育環境の把握（アセスメント）	120	51	10	1	7	189	
Q1_23_利用しやすい社会資源に関する情報提供	129	44	10	1	7	191	
Q1_24_相談内容に関する専門機関への紹介	138	57	13	1	7	216	
Q1_25_他の機関や自治体へ支援を引き継ぐ際の情報共有	142	61	13	1	7	224	

表 20 現状の取り組み(市町村別)



【ポイント】

周産期からの支援とともに、高リスク家庭への支援も行っているなど幅広い事業を展開している。

## 第III章 自治体アンケート調査の専門委員からの意見

### 1. 家子直幸委員（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）、西郷民紗委員（HITOTOWA）、

#### 越智真奈美委員（国立保健医療科学院）

#### 1. 虐待防止関連事業の実施状況

本調査では、各自治体における児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に関連する事業（以下、虐待防止関連事業）の実施状況について、児童福祉所管課と母子保健所管課のそれぞれより回答を得た。以降は、児童福祉所管課には選択肢として 22 事業、母子保健所管課には 25 事業を示し、それぞれの実施状況を複数回答形式で尋ねた結果をクロス集計したものである。

##### ①自治体区分別の集計結果

虐待防止関連事業の実施状況について、図表 1 は自治体区分（政令市・特別区、市、町、村の 4 区分）によりクロス集計を行った結果である。

まず、図表 1 左側の児童福祉所管課の回答割合は、「虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談訪問等の支援」が 79.1%と最も高く、次いで「他の機関や自治体へ支援を引き継ぎ際の情報共有」が 73.3%、「相談内容に関する専門機関への紹介」が 67.8%と続いた。これを自治体区分別にみると、政令市・特別区では多くの虐待防止関連事業の実施割合が高く、「ショートステイ等による子育て負担解消のための親支援」「妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール、SNS 等を活用した相談支援」「家庭訪問による育児家事支援」「育児ひろば、育児サロン等による親の孤立防止のための親支援」は特に高かった（それぞれ 92.3%、84.6%、84.6%、84.6%）ように、自治体の規模が大きい区分ほど実施割合が高い傾向がみられた。

図表 1 右側は、母子保健所管課の回答割合である。すべての自治体の合計でみると、「母子健康手帳交付等の機会を通じた、支援が必要な妊婦の把握」が 95.0%、「他の機関や自治体へ支援を引き継ぐ際の情報共有」が 86.8%、「虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談訪問等の支援」と「相談内容に関する専門機関への紹介」がともに 83.7%と高く、これらの項目は自治体区分によらず多くの自治体で実施されていた。他方、「親を対象とした講座や育児サークル等の子育てスキル向上のための親支援」「妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール、SNS 等を活用した相談支援」は自治体区分別で実施割合に大きな差があった。

全体として、母子保健所管課での取組の回答割合のほうが児童福祉所管課よりも総じて高く、かつ家庭訪問、母子健康手帳交付時、乳幼児健康診査実施後、他機関との連携時など、節目での状況把握は多くの自治体で行われていた。一方で、相談支援や親支援など、具体的な支援方法の実施割合にはバラつきがあり、人口規模が大きい自治体ほど実施割合が高かった。

##### ②地域ブロック別の集計結果

図表 2 は、地域ブロック（北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州の 7 地域）に分けてクロス集計を行った結果である。項目によっては地域性がみられ、例えば東海北陸では「ショートステイ等による子育て負担解消のための親支援」の実施割合が他地域に比べて高かったり（81.8%）、関東信越では「社会的ハンディキャップ（経済的困窮、ひとり親世帯など）のある親への支援」が高かったり（58.3%）、九州では「慢性疾患や障害のある親への支援」が高かった（54.1%）。

図1 自治体区分別 虐待防止事業の実施状況  
(複数選択、左：児童福祉所管課、右：母子保健所管課)

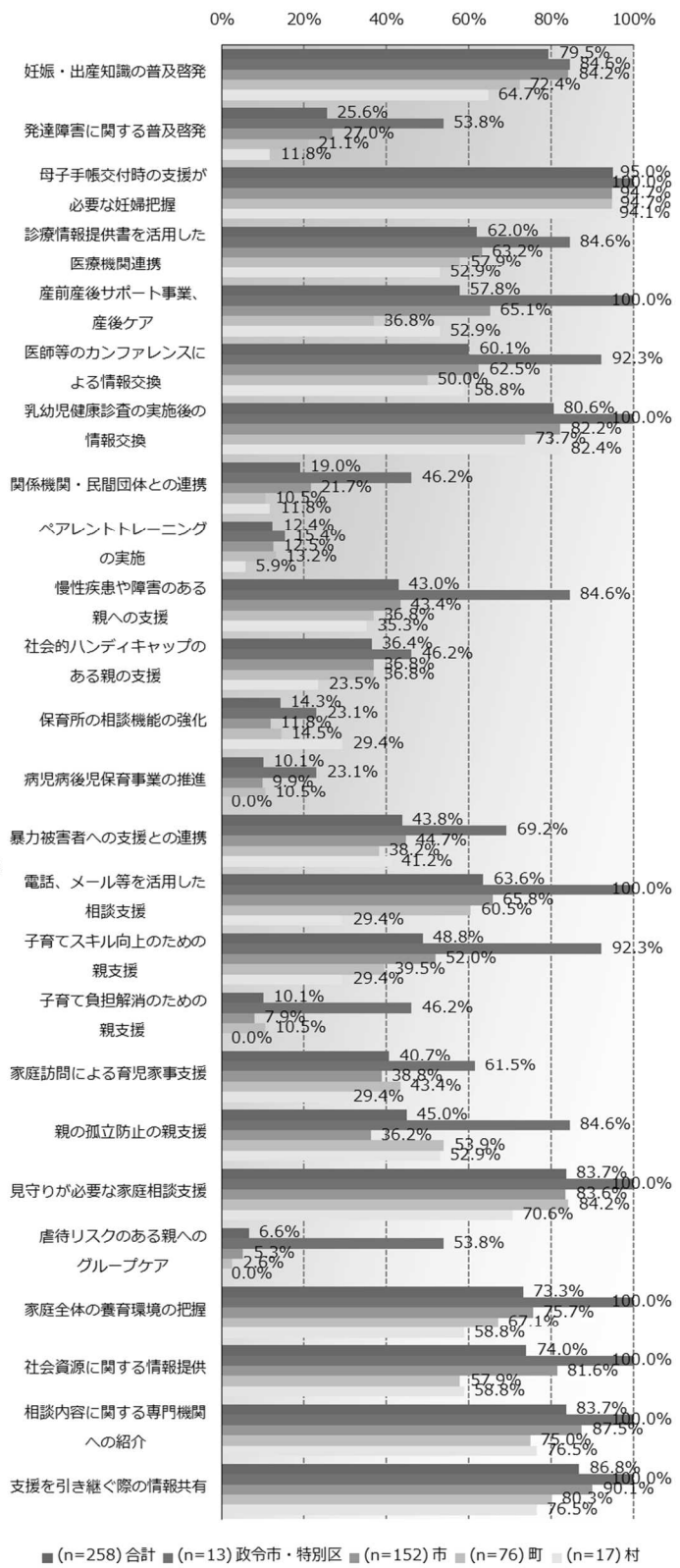
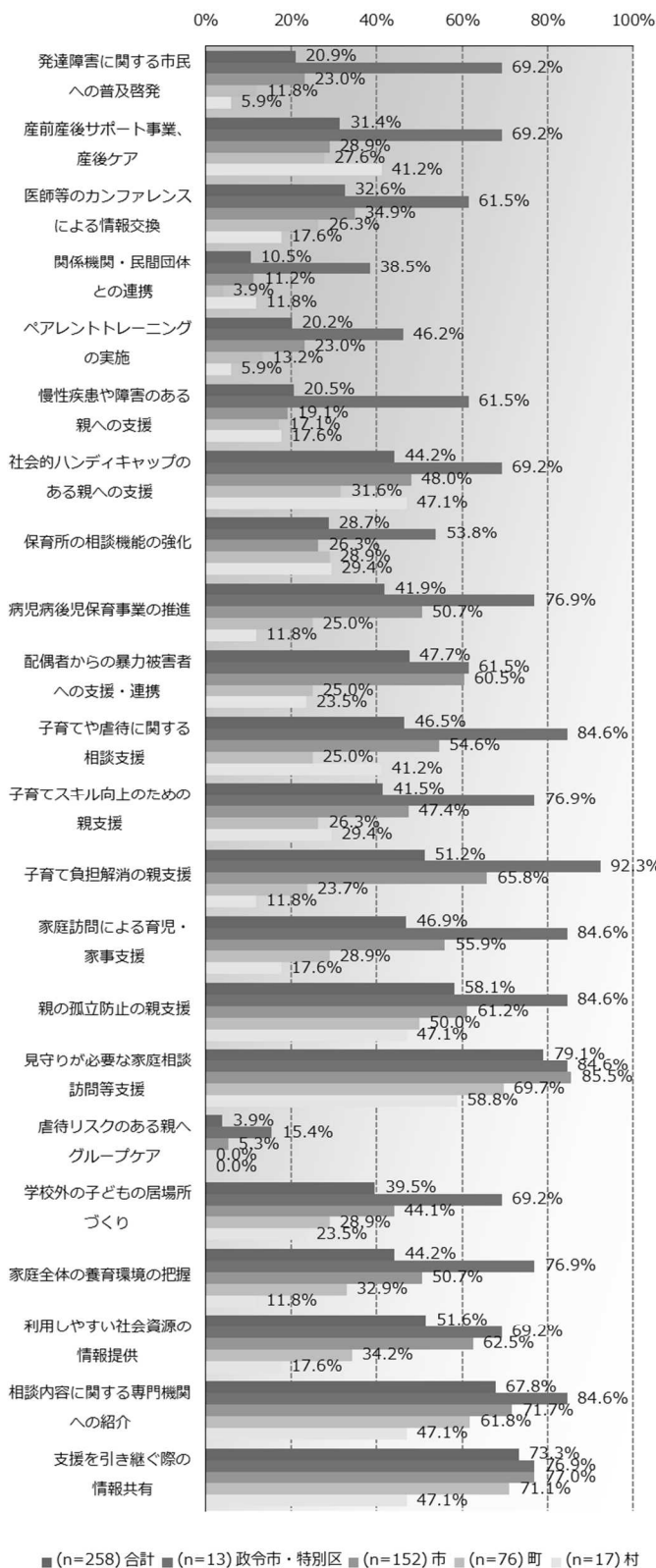
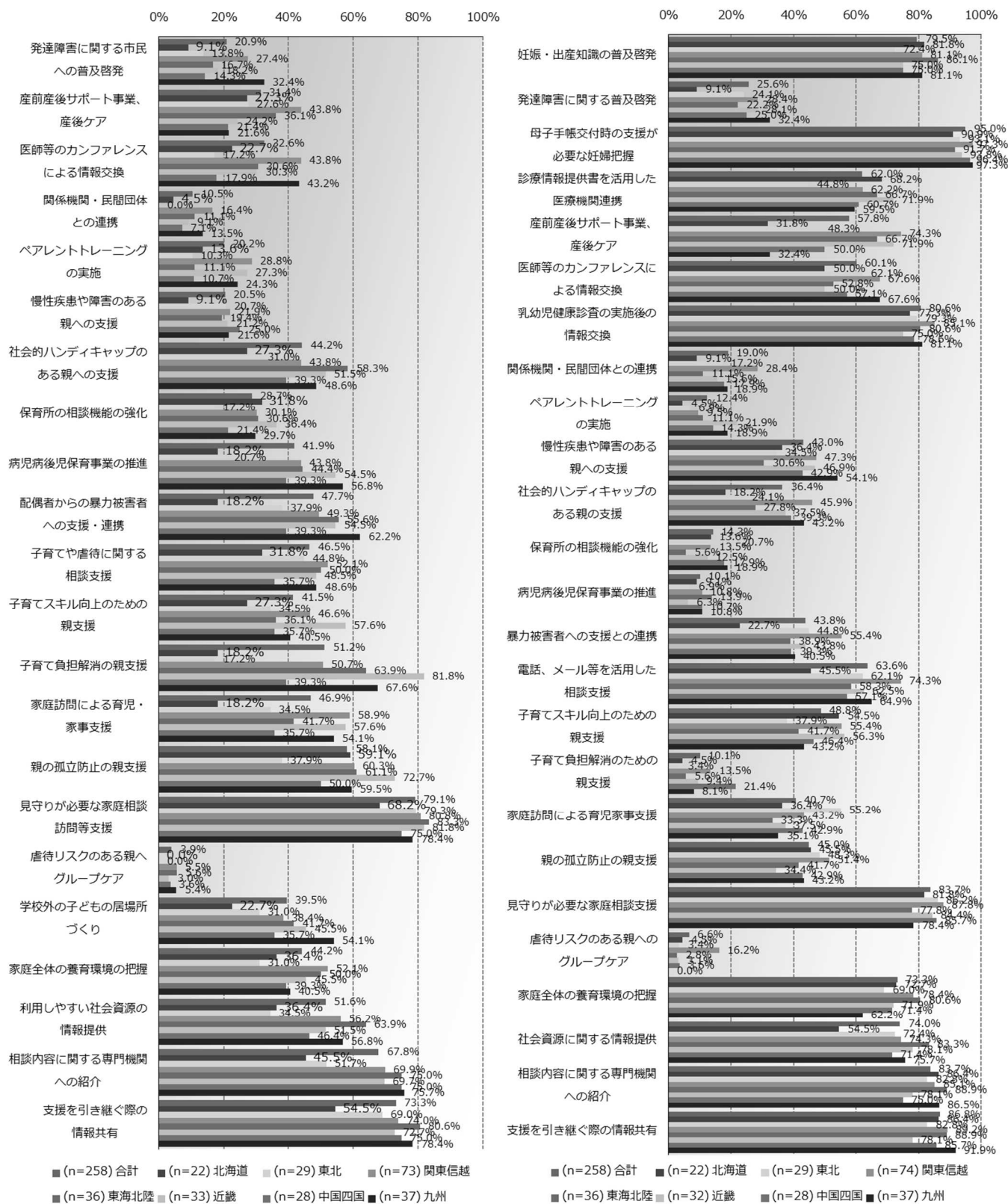


図2 地域ブロック別 虐待防止事業の実施状況  
(複数選択、左：児童福祉所管課、右：母子保健所管課)



## 2. 予算規模の大きい虐待防止関連事業の実施状況

図 1～2 では、各自治体での虐待防止関連事業の実施状況をみてきた。ここでは、実施されている虐待防止関連事業のうち、予算規模上位 5 つの事業として挙げられた事業について、表 1 と表 2 に示す。

**表 1 各自治体の虐待防止関連事業のうち、予算規模が上位 5 位内の事業**【児童福祉担当課による回答】

(回答自治体数:262 件、回答事業総数:462 件)

事業内容	事業数	(%)
1. 発達障害に関する市民への普及啓発	3	0.6
2. 産前産後サポート事業、産後ケア	10	2.2
3. 医師・歯科医師・助産師・保健師・看護師等のカンファレンスによる情報交換	2	0.4
4. 親の心の問題に取り組むための関係機関民間団体との連携	0	0
5.ペアレントトレーニングの実施	8	1.7
6. 慢性疾患や障害のある親への支援	0	0
7. 社会的ハンディキャップ（経済的困窮、ひとり親世帯など）のある親への支援	54	11.7
8. 保育所の相談機能の強化	4	0.9
9. 病児病後児保育事業の推進	35	7.6
10. 配偶者からの暴力被害者への支援との連携	6	1.3
11. 妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール等を活用した相談支援	45	9.7
12. 親を対象とした講座や育児サークル等の子育てスキル向上のための親支援	52	11.3
13. ショートステイ等による子育て負担解消のための親支援	62	13.4
14. 家庭訪問による育児家事支援	8	1.7
15. 育児サロン等による親の孤立防止のための親支援	4	0.9
16. 虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談訪問等の支援	42	9.1
17. 虐待リスクのある親へのグループケア	0	0
18. 学校外の子どもの居場所づくりや学習支援	30	6.5
19. 家庭全体の養育環境の把握（アセスメント）	8	1.7
20. 利用しやすい社会資源に関する情報提供	0	0
21. 相談内容に関する専門機関への紹介	0	0
22. 他の機関や自治体へ支援を引き継ぐ際の情報	32	6.9
その他	57	12.3
回答事業総数	462	100

**表 2 各自治体の虐待防止関連事業のうち、予算規模が上位 5 位内の事業【母子保健担当課による回答】**

回答自治体数:262 件、回答事業総数:628 件

事業内容	事業数	(%)
1. 妊娠・出産に関する知識の普及啓発	21	3.3
2. 発達障害に関する市民への普及啓発	0	0
3. 母子健康手帳交付等の機会を通じた、支援が必要な妊婦の把握	55	8.8
4. 診療情報提供書を活用した医療機関（産婦人科、小児科、精神科等）との連携	10	1.6
5. 産前産後サポート事業、産後ケア	100	15.9
6. 医師・歯科医師・助産師・保健師・看護師等のカンファレンスによる情報交換	0	0
7. 妊産婦健康診査乳幼児健康診査の実施後の多職種による情報交換や継続支援	24	3.8
8. 親の心の問題に取り組むための関係機関民間団体との連携	0	0
9. ペアレントトレーニングの実施	6	1.0
10. 慢性疾患や障害のある親への支援	0	0
11. 社会的ハンディキャップ（経済的困窮、ひとり親世帯など）のある親への支援	4	0.6
12. 保育所の相談機能の強化	4	0.6
13. 病児病後児保育事業の推進	6	1.0
14. 配偶者からの暴力被害者への支援との連携	0	0
15. 妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール等を活用した相談支援	21	3.3
16. 親を対象とした講座や育児サークル等の子育てスキル向上のための親支援	26	4.1
17. ショートステイ等による子育て負担解消のための親支援	6	1.0
18. 家庭訪問による育児家事支援	3	0.5
19. 育児サロン等による親の孤立防止のための親支援	9	1.4
20. 虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談訪問等の支援	35	5.6
21. 虐待リスクのある親へのグループケア	0	0
22. 家庭全体の養育環境の把握（アセスメント）	69	11.0
23. 利用しやすい社会資源に関する情報提供	1	0.2
24. 相談内容に関する専門機関への紹介	0	0.0
25. 他の機関や自治体へ支援を引き継ぐ際の情報共有	5	0.8
その他	223	35.5
回答事業総数	628	100

児童福祉担当課による虐待防止関連事業のうち、予算規模が上位 5 位内の事業として回答数が多かった事業内容（表 1）は、「ショートステイ等による子育て負担解消のための親支援（13.4%）」、「社会的ハンディキャップ（経済的困窮、ひとり親世帯など）のある親への支援（11.7%）」、「親を対象とした講座や育児サークル等の子育てスキル向上のための親支援（11.3%）」、「妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール等を活用した相談支援（9.7%）」、「虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談訪問等の支援（9.1%）」などであった。その他の事業として回答数が多かった事業内容としては、児童虐待防止対策等支援事業として実施される虐待防止啓発活動（講演会開催や広報等）や乳幼児健康診査の実施、子育て世代包括支援センターの運営、生活困窮世帯の児童を対象とした貧困対策事業などが挙げられた。

母子保健担当課による虐待防止関連事業のうち、予算規模が上位 5 位内の事業として回答数が多かった事業内容（表 2）は、「産前産後サポート事業、産後ケア（15.9%）」、「家庭全体の養育環境の把握（アセスメント）（11.0%）」、「母子健康手帳交付等の機会を通じた、支援が必要な妊婦の把握（8.8%）」、「虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談訪問等の支援（5.6%）」、「親を対象とした講座や育児サークル等の子育てスキル向上のための親支援（4.1%）」などであった。その他の事業では、妊産婦検診や乳幼児健康診査に関する事業数が最も多く、育児に関する相談支援、また子育て世代包括支援センター事業の運営なども挙げられた。

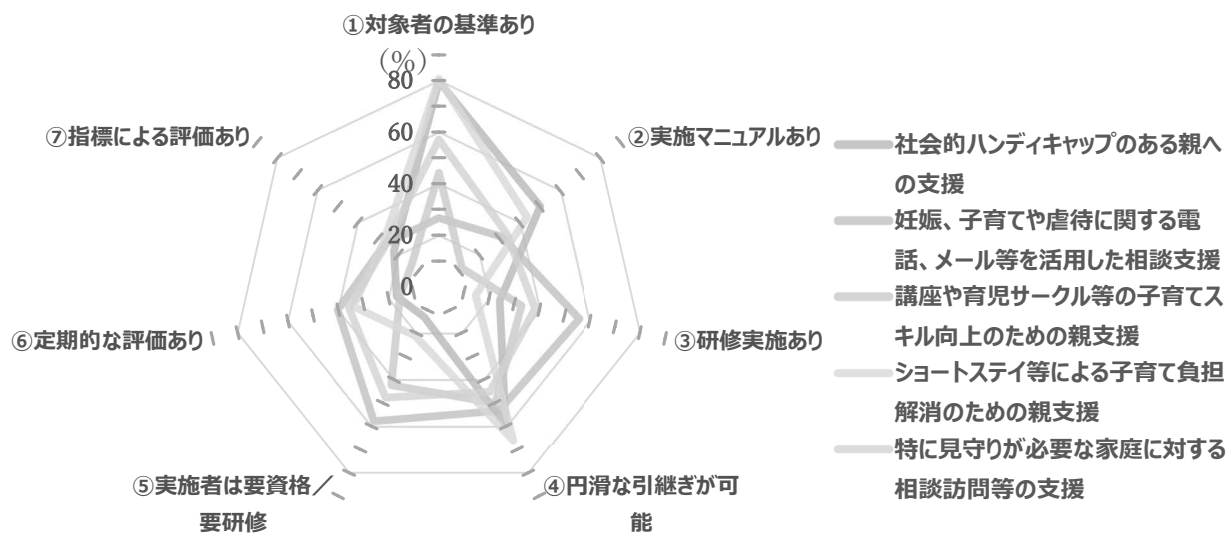
### 3. 虐待防止関連事業の標準化の進展および改善プロセスの構築状況

次に、虐待防止関連事業のうち、予算規模が大きい事業として回答数の多かった 5 事業について取り上げ、各事業の標準化の進展や改善プロセスの構築状況を検討した。具体的には、各事業を実施している自治体のうち下記①～⑦に当てはまる割合を算出し、これを事業の標準化・改善プロセスの構築状況とした（図 3、図 4）。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 対象者について、明確な基準がある（年齢、身体状況、診断の有無など）</li><li>② 事業を担当する職員のための実施マニュアルがある</li><li>③ 事業を担当する職員のための研修がある</li><li>④ 事業を担当する職員が代わった場合、スムーズに引継ぎが行える状態である</li><li>⑤ 事業を担当する職員は、専門的な資格保有者か、事業用の研修を受けた職員のみである</li><li>⑥ 事業の目的を達成しているかどうか、定期的に評価している</li><li>⑦ 事業の目的を達成しているかどうか、何らかの指標を用いて評価している</li></ul> |
|---|

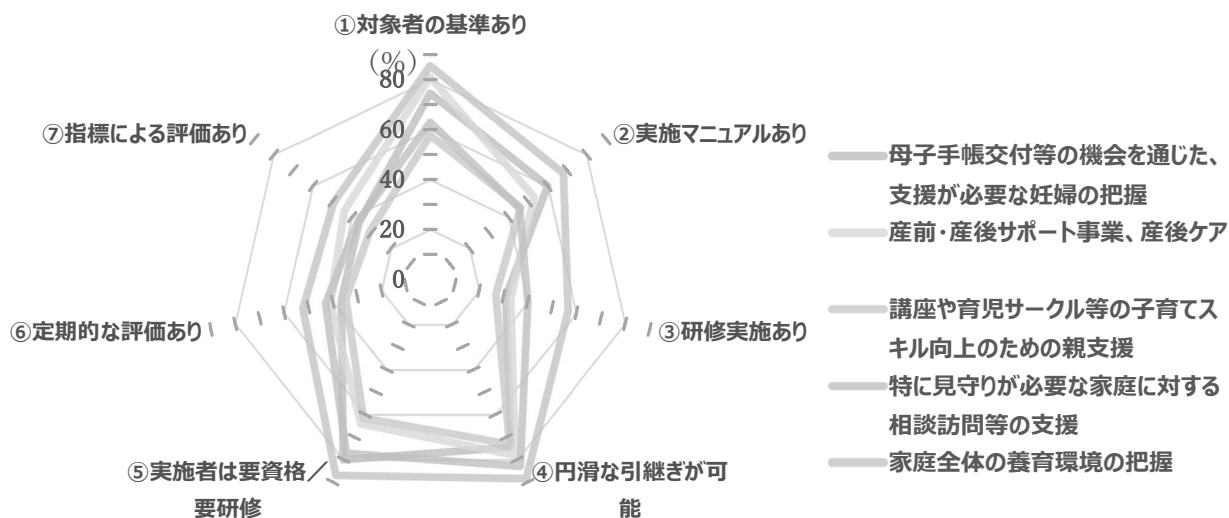
その結果、児童福祉担当課が担当する虐待防止関連事業のうち、「社会的ハンディキャップのある親への支援」や「ショートステイ等による子育て負担解消のための親支援」は、対象者に明確な基準を設けている自治体の割合が高く（それぞれ 79.6%、80.6%）、担当職員のための実施マニュアルがある割合や、スムーズな引継ぎを行える割合も、他の 3 事業に比べて高かった。また、「妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール等を活用した相談支援」は、他の事業に比べ、担当職員のための研修がある自治体の割合、および資格保有者か研修受講者のみが事業を担当する自治体の割合が高かった（それぞれ 55.6%、57.8%）。一方いずれの事業においても、その目的を達成しているかどうかを何らかの指標を用いて評価している自治体は、30%未満であった（13.5～27.4%）。

図3 虐待防止関連事業の標準化および改善プロセスの構築状況【児童福祉担当課による回答】



母子保健担当課が担当する虐待防止関連事業のうち、「家庭全体の養育環境の把握（アセスメント）」は、他の4事業と比べ、標準化・改善プロセスの構築（上述の①～⑦）が進んでいる自治体の割合が高かった。この事業には、乳幼児家庭全戸訪問事業（生後4か月児までの乳児がいる世帯を保健師や助産師などが訪問し、子育てに関する情報の提供や養育環境の把握を行う事業）が含まれており、標準化や改善プロセスの構築が全国的に進んでいると考えられる。その他の4事業についても、資格保有者が研修受講者のみが担当する割合が比較的高く（61.5～82.9%）、また担当職員が代わった場合、引継ぎを円滑に行える自治体の割合も高かった（73.1～80.0%）。一方いずれの事業においても、その目的を達成しているかどうかを何らかの指標を用いて評価している自治体は半数に満たなかった（30.8～49.3%）。

図4 虐待防止関連事業の標準化および改善プロセスの構築状況【母子保健担当課による回答】





#### 4. 虐待防止関連事業の家庭訪問における定期的な評価状況

虐待防止関連事業のうち、予算規模が大きい事業の中で、家庭訪問を行っているという回答した自治体のうち、定期的に評価を行っている場合の評価指標の分析を行った。虐待防止関連事業におけるアウトリーチ型の支援として家庭訪問は多く行われているが、その評価指標は様々であり、指標の把握をすることを通じて、今後の評価指標のあり方の検討に資することを目的とする。

具体的には、事業名または事業内容において、家庭訪問を実施しているという回答を抽出し、当該事業を「事業の目的を達成しているかどうか、定期的に評価している」とした自治体の回答結果を分析した。予算規模が大きい上位5つの事業として、家庭訪問を含む事業を回答した自治体数は下記の通りであった。

表3 回答自治体数

	児童福祉主管課調査	母子保健課調査
予算規模が大きい事業の中で、家庭訪問を実施していると回答した自治体数	58	148
当該事業の定期的な評価を行っている自治体数	22	75
当該事業の定期的な評価を行っている自治体の割合	37.9%	50.7%

##### ①家庭訪問の取り組みが含まれる事業種別

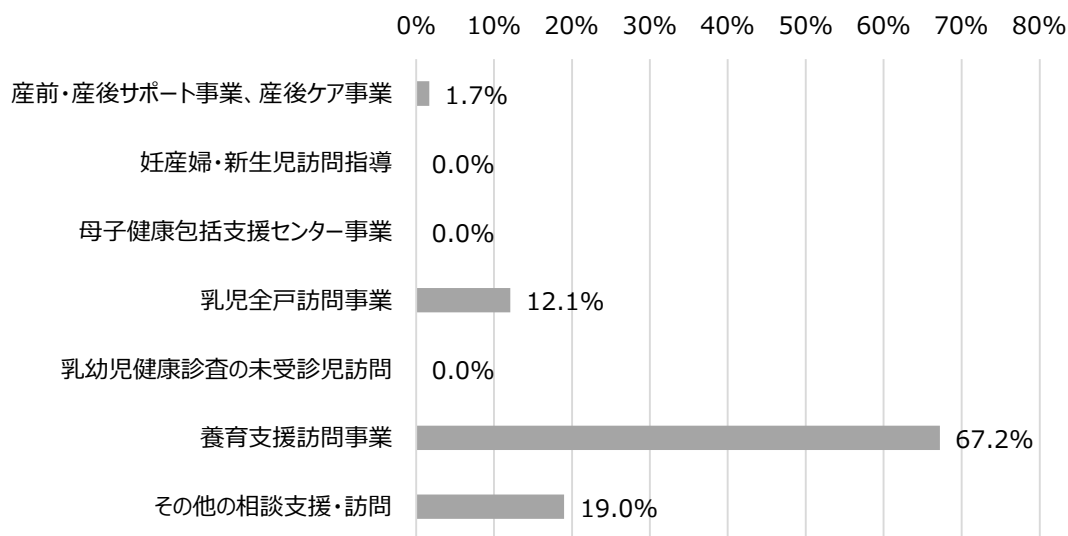
家庭訪問の取り組みが含まれる事業種別は、以下の7つに大別された。

- ・産前・産後サポート事業、産後ケア事業
- ・妊産婦・新生児・未熟児訪問
- ・母子健康包括支援センター事業（子育て世代包括支援センター事業）
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・乳幼児健康診査の未受診児訪問
- ・養育支援訪問事業（育児・家事のヘルパー派遣含む）
- ・その他の相談支援・訪問

母子保健課と児童福祉主管課の調査結果を上記の7つに分類すると、それぞれの回答割合は、図5～6の通りであった。

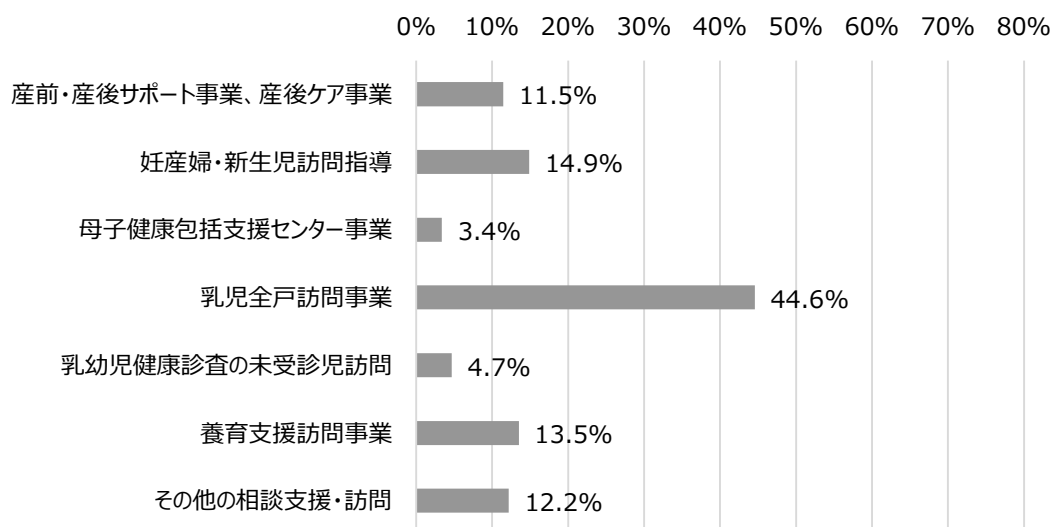
図5 児童福祉主管課による家庭訪問の事業種別（複数選択）

(n=58)



図表6 母子保健課による家庭訪問の事業種別（複数選択）

(n=148)



児童福祉主管課は、養育支援訪問事業を行っている割合が高く（67.2%）、次いでその他の相談支援・訪問（19.0%）、乳児全戸訪問事業（12.1%）という結果だった。母子保健課では、乳児全戸訪問事業を行っている割合が高く（44.6%）、次いで妊産婦・新生児訪問指導（14.9%）、養育支援訪問事業（13.5%）、産前・産後サポート事業、産後ケア事業（11.5%）の順で割合が高かった。

②評価指標

家庭訪問を行っている事業で、定期的な評価を実施していると回答があった取り組みの指標は以下の通りであった。

ストラクチャー指標	・訪問支援者の研修受講率
プロセス指標	・訪問実施時期 ・訪問事業の認知度
アプトプット指標	・家庭訪問実施率 ・訪問家庭数 ・延訪問回数 ・ケース会議の開催数 ・要継続支援家庭数 ・要継続支援率 ・ハイリスク妊産婦への訪問件数 ・未熟児への家庭訪問実施率 ・相談件数 ・利用希望件数 ・対象者が不安・悩みを話せたか ・未来所者の状況確認率
アウトカム指標	・虐待通告数 ・虐待ケース数 ・エジンバラ産後うつ質問票 9 点以上の人数 ・要継続支援家庭数に対する支援の終結世帯数 ・虐待の指標となる養育者のイライラの割合、気分が落ち込む割合、子育てへの感じ方・生活満足度、安心して育児ができた割合、育児にゆとりがもてた割合、満足度 ・（未受診児の）健診受診率 ・プログラムの評価項目に基づく評価

※指標の分類は、事業目的によって異なると考えられるが、便宜的に児童虐待予防・防止を目的として分類した。

## 2. 加藤曜子委員（流通科学大学）

\* 全体調査結果としては、保育や子の安全確保などが上位のサービスニーズにあがっていたことを理解しました。自治体調査で上位にあがっていた内容としては、4つのポイントがあったと理解しました。

働ける保障
育児負担軽減
緊急時の預け先保障
放課後子の安全確保

\* サービス量【サービスを加算】と要保護児童新規ケース量、要支援児童新規ケース量の相関をみましたが、要支援児童量とサービス量の相関は高く出ておりました。予防的な事業としては使えているということでしょうか。

\* 児童福祉主管課への調査結果 アンケート3のQ2をみますと、要対協活動、虐待、ひとり親、DVの層で必要とする養育支援訪問事業、ショートステイ、預かり保育、病児保育などが記載されているように思いました。

今後のそれぞれの事業を推進するためには、数字で示されているところの課題が見えてくると思われました。例として挙げます。これらは、子どもの人口と決算額が比例しているのかどうか確かめる必要があります。地域差があるのかについても示しておけば、予算取りの時の参考になるのかなと素朴に思いました。（Q2の一覧リストは同じものが他に存在しているものはまとめています。）

		平均決算額	基準	マニュアル	研修	引き継ぎ	職員	評価	指標
児童虐待対応（要保護児童対策地域協議会）	n=51	3,459,738	41.2%	27.5%	66.7%	60.8%	58.8%	29.4%	21.6%
ショートステイ事業	N=50	¥3,826,921	76.0%	44.0%	12.0%	64.0%	20.0%	36.0%	30.0%
養育支援訪問事業	N=34	2,574,142	58.8%	38.2%	35.3%	52.9%	47.1%	41.2%	23.5%

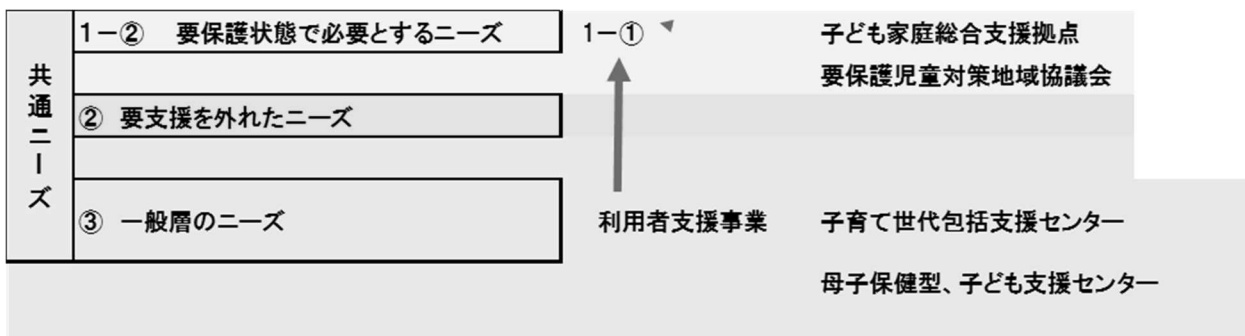
【データに基づき整理】

### 【本研究のポイント】

要保護での必要な支援、中間層、一般層での必要なサービスについて記述分析【出展 アンケート2】自治体アンケート 問4

自由記述に特化して検討を試みました。①—2、②、③の3枠について検討をすることにしました。①—1については別途検討します。103か所からの回答自治体を分析しました。

各項目の位置づけ



(イメージ図)

回答状況を見ると、3つのタイプが見受けられました。

A.すべての層に共通したサービスの記載【共通ニーズ】

B.3層毎の段階ごとに記載

C.2組ずつ書いた記載

共通プログラムであがった項目をみたのち、それぞれの層の特徴については、共通であがった8市を除き、分析を試みました。

A 3層（①—②、②、③）に共通した回答であった自治体（市6、町2回答）

所属機関（学校。保育園。母子保健担当）との定期的な連携 送迎（保育所、学校）
親子関係づくりのための子育てプログラム
育児家事プログラム、子の日常生活が自分で行えるプログラム
虐待への正しい知識理解を親にもってもらう
現在事業の充実
現在事業の充実、全国共通に受けられる同じ支援プログラム

B 3層の回答

それぞれの層別の特徴該当項目について一語ずつ抜き取り、コーディングしたうえで、KJ法で整理を試みた。

	市	町	村	政令市	特別区	計
1—②回答か所数	54	20	3	4	5	86
②回答か所数	47	20	3	3	3	76
③回答か所数	43	19	3	3	2	70

1—②の回答状況

N=86

カテゴリー	市	町	村	政令	特別区	計	
pt	9	1	0	1	1	12	14.0%
アンガー	1					1	1.2%
アセスメント		1				1	1.2%
一時預かり					1	1	1.2%
居場所	3	1		1	1	6	7.0%
親子支援	8	2				10	11.6%
親	4			1		5	5.8%
家事	5	2				7	8.1%
家庭訪問	1	3				4	4.7%
児童支援	1			1		2	2.3%
関係機関見守り	5					5	5.8%
関係機関連携	7	2				9	10.5%
ケア提供	1			1		2	2.3%
支援拠点			1			1	1.2%
支援プログラム	3					3	3.5%
自己表現プログラム			1			1	1.2%
児相との連携	2	1				3	3.5%
市と県をつなぐ	1					1	1.2%
生活支援	2					2	2.3%
ショートステイ	2	3			1	6	7.0%
食事		1				1	1.2%
専門職		2				2	2.3%
送迎	3				1	4	4.7%
相談	2	1				3	3.5%
支援	4	1				5	5.8%
地域見守り	1	1				2	2.3%
費用の無料化（物質）	1				1	2	2.3%
防止プログラム	1				1	2	2.3%
保健福祉の充実		2				2	2.3%
要対協進行管理強化	1					1	1.2%
コネクション	1					1	1.2%
	69	24	2	5	7	107	

ショートステイは実施していない地域及び実施している地域も必要とされていた。要保護児童対象となるため児童相談所の連携をはじめ、関係機関連携や見守りが上がっていたが、事業として意識しているところは支援プログラム、自己表現プログラム、防止プログラムなどがあがった。物質的サービスをはじめ、費用の無料化、生活管理など生活支

## ②の回答状況

	市	町	村	政令市	特別区	計	N=76
計	4	3	1		2	10	13.2%
預かり	2		1			3	3.9%
居場所	4	2		1	1	8	10.5%
親子支援	2		1			3	3.9%
親研修	2	1				3	3.9%
家事育児支援	4					4	5.3%
家庭訪問	8	1				9	11.8%
子ども支援	1	1				2	2.6%
関係機関見守りネット	1	2			1	4	5.3%
関係機関連携	8	2			1	11	14.5%
情報共有・アセスメント	1			1		2	2.6%
情報発信		1				1	1.3%
親支援プログラム	3					3	3.9%
セルフヘルプ			1			1	1.3%
経済支援	2					2	2.6%
ショートステイ	3					3	3.9%
ファミサポ			1			1	1.3%
送迎	1					1	1.3%
相談	5	2		1	1	9	11.8%
虐待啓発・早期発見	2					2	2.6%
地域づくり	1					1	1.3%
福祉サービス利用	1					1	1.3%
母子保健充実	1	1				2	2.6%
妊婦・性教育	2					2	2.6%
コネクション	1					1	1.3%
その他		1		1		2	2.6%
妊婦支援プラン				1		1	1.3%
	59	17	5	5	6	92	

要対協からはずれた層ということなので、サービスについてはより予防的な形としての見守り体制、家庭訪問(これは自主的なものとなる)、居場所の必要性などがクローズアップされてきている。妊婦・性教育などは②で出現している。

## ③子育て支援層

	市	町	村	政令	特別区	計	N=70
計	1	2			1	4	5.7%
預かり保育	2	1				3	4.3%
広場	1		1			2	2.9%
育児負担軽減	1					1	1.4%
親支援プログラム(研修・教育)	8	2				10	14.3%
家事育児支援		2				2	2.9%
家庭支援プログラム	2					2	2.9%
関係機とのかわり	2				1	3	4.3%
協働子育て			1			1	1.4%
子育て講座	4	1				5	7.1%
子育て情報	1					1	1.4%
子育て支援プログラム	1			1		2	2.9%
子どもが相談	1	1		1		3	4.3%
ショートステイ	2					2	2.9%
セルフプラン	1			1		2	2.9%
送迎		1				1	1.4%
相談	8	7	1	1		17	24.3%
仲間づくり		1				1	1.4%
ネットワーク				1		1	1.4%
保育	4	2	1			7	10.0%
放課後充実	1					1	1.4%
ファミサポ	1		1			2	2.9%
見守り	4	1				5	7.1%
民間企業と子育て福祉の協働	1					1	1.4%
虐待防止啓発	3	2		1		6	8.6%
サークル				1		1	1.4%
自殺予防				1		1	1.4%
住民交流	1					1	1.4%
ふれあい体験	1					1	1.4%
子育て支援策の充実	1					1	1.4%
家庭支援プログラム	1					1	1.4%
情報収集	1					1	1.4%
福祉の充実	0			1		1	1.4%
保健充実	1					1	1.4%
コミュニティスクール	1					1	1.4%
	56	23	5	9	2	95	

もっとも多い記述は、相談体制、親研修・教育であった。一時保育の工夫、虐待啓発活動、住民交流など、一般的な予想されたものが多かった。育児負担軽減などはすでに記載されていたのか、相談に関する記述が多く、SNSを含めた相談体制構築、総合窓口、相談員の配置、相談の普及、相談場所の拡充、確保、相談窓口の拡充、相談窓口の周知

#### ④3層で異なる回答分【36例】

3層毎で異なる必要な支援回答の傾向をみると、A)①は一对一での個別対応 ②はみまもり、連携 ③は集団での対応と、親支援としての原則を書いていたもの B システムとしての課題を書いているもの C 育児負担軽減を段階別に記載するもの D 親の体罰によらない子育て講座から、ひろば事業や親グループ、親がどう子育てスキルを体得していくのかを記載していたものもある。また、回答者は実施しているものや、実施していないが、必要となろうものについて支援、支援プログラムとして回答をしているものもあり、回答者の経験値によるものも見受けられた。

以上より、親子が健やかな生活を過ごすためには、3段階からみると、③の一般層の新たなニーズでは、親になるための研修や、講座プログラムがあがった。また気軽に相談できる場も機会も必要だとし、ハード面ソフト面を含めた要件も付加していた。子育て負担軽減では病児保育や地域での居場所、ふれあい、協働子育てなどの地域でのゆるいネットワーク、なかまづくりなどもプログラムなども記載されていた。新しいところでは、民間企業と子育て福祉の協働、子どもが相談できるところを挙げていた。

②の中間層については、すでに要保護児童対策地域協議会から外れている層であるため、個人情報共有はできないことから、機関連携の見守りねっと（ボランティア）が高い率であがった。ペアレントトレーニング、家庭訪問もニーズとしてあがった。

さらに1-②の要保護・要支援層については、具体的にペアレントトレーニング、保護者支援プログラム、親子支援、関係機関連携などをはじめ、要保護児童対策地域協議会の進行管理事例で必要となる支援や実践についても意識されていた。支援については、物質的な支援への無料化なども、サービスとして加えられていた。

#### 利用者支援事業からの要保護、要支援 アンケート2の問4の1-①について

回答数は82

\* 支援ニーズなしと、支援やっていない、利用者支援事業をやっていないが各1。\* 利用者支援事業でなく母子保健などが活動政令市1 計4

\* 1-②と同じ回答が31例

\* 利用者支援事業での要保護・要支援 独立した回答市 47か所

市	町	村	政令市	特別区	計
26	15	2	2	2	47

							N=47
	市	町	村	政令市	特別区	計	
親支援プログラム（PT、SST、SEP、怒鳴らない子育て講座）	7	1	1			9	19.1%
親子支援（支援プログラム・再統合・調整）	3	1				4	8.5%
子ども支援【自立に向けたメニュー】	1					1	2.1%
施設入所プログラム				1		1	2.1%
家庭訪問（養育支援、集中型、コンシェルジュ・子への生活体験）	5	1			1	7	14.9%
関係機関連携	2					2	4.3%
体制強化		3	1			4	8.5%
ショートステイの拡大・レスパイト	2				1	3	6.4%
夜間保育	1					1	2.1%
生活困窮からの脱出		1				1	2.1%
送迎	3					3	6.4%
ファミサポ	1	1				2	4.3%
相談	4	1				5	10.6%
妊娠支援	1					1	2.1%
母子サービス		2				2	4.3%
短期宿泊事業				1		1	2.1%
利用者支援事業と連携	3					3	6.4%
	33	11	2	2	2		

親支援プログラムとして具体的に他の層ではみられない、SEPなどがあがった。また子ども支援では子どもの自立支援メニューなど、生活に基本を身に着けるなどが支援プログラムとしてあがった。また家庭訪問では利用者支援事業なのかコンシェルジュによる家庭訪問があがった。予防的な意味での短期宿泊事業も他の層にはないものである。利用者支援事業と要対協の連携、保健との連携などもあがった。

#### まとめ

4つの層をみたが、いずれの層にも共通するサービス（家事育児支援サービス、ショートステイ、一時預かり、病児保育など具体的サービス、子育て研修、情報提供など、）。またそれぞれの層にみられる回答がありました。利用者事業からみる要支援層としては短期宿泊事業、要保護・要支援児童では子や親ヘトラウマ治療の場や虐待再発防止のプログラム、中間層では一定期間のフォロー体制、一般層では気軽に相談できる機会、親研修など等です。今後、そういった共通に提供できるサービスの強化と、個々人の事情に応じて対応できる専門サービスの創出が求められます。生活困難になったとき、なりそうになる場合に「利用してみようか」と動機づけられ、選択できるメニュー提供できる環境づくりが求められます。そのためには利用者支援事業と要対協との連携、母子保健、教育、医療連携のもと、保護者からの声を聴いていく姿勢が重要な点となると思います。



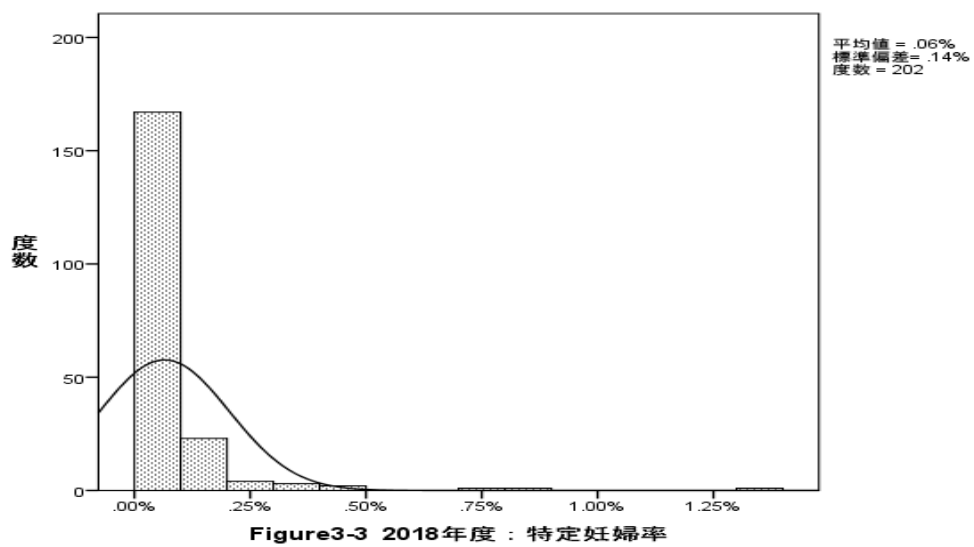
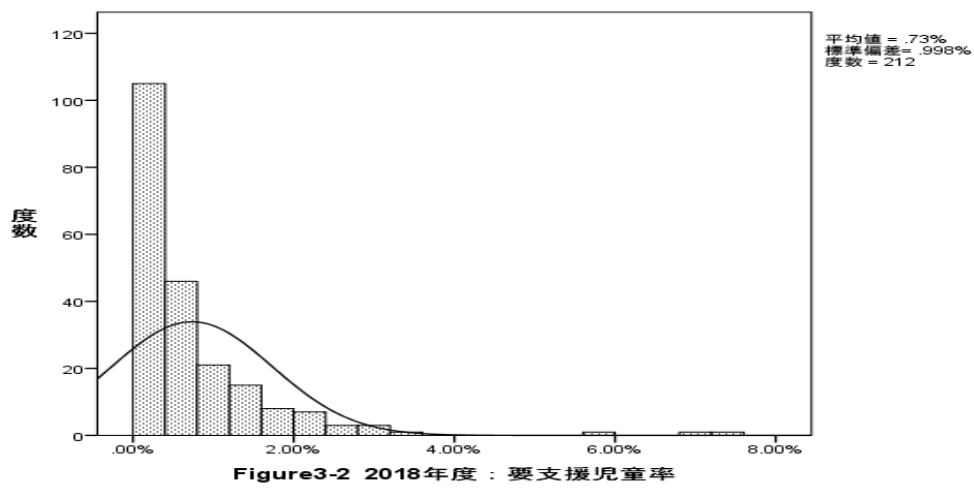
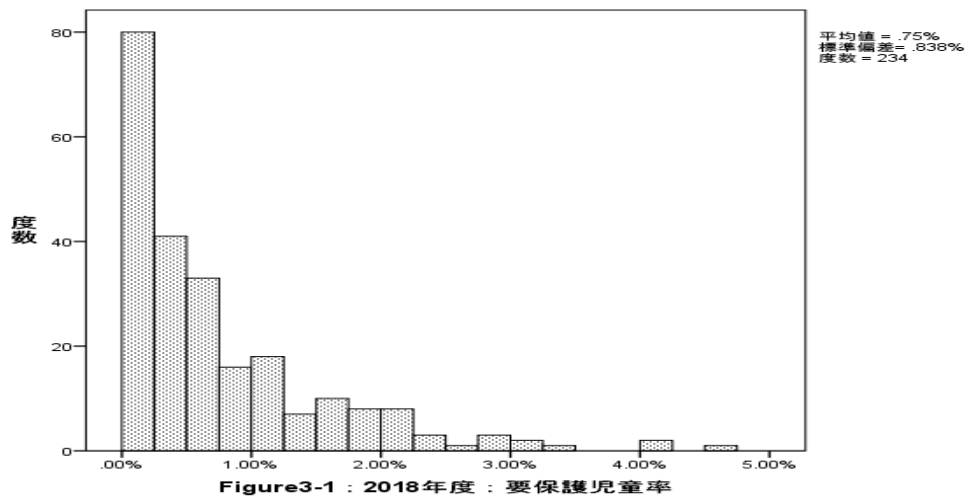
### 3. 鈴木勲委員（会津大学短期大学部）

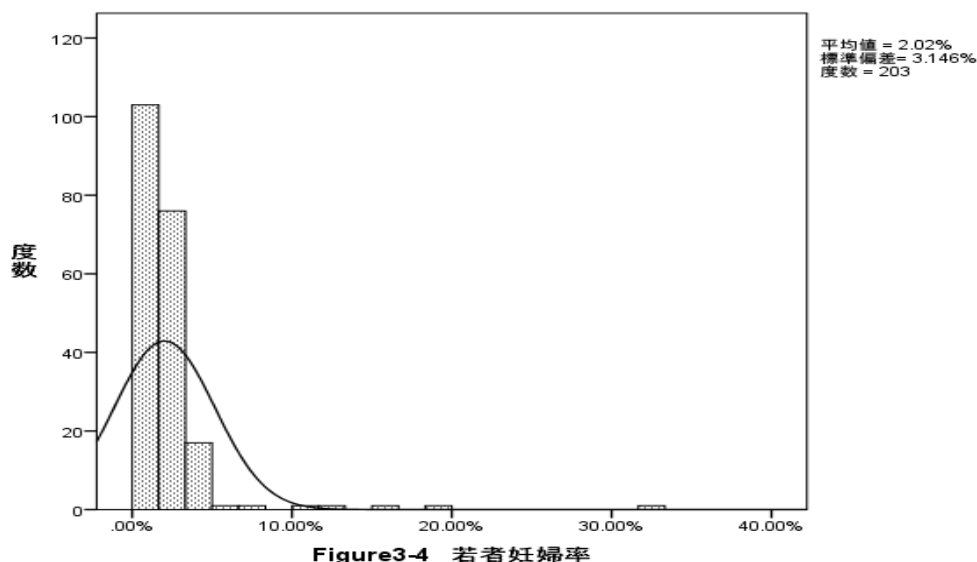
はじめに

今回は「子ども・子育て支援」充実のために要保護児童、要支援児童、特定妊婦、若者妊婦に対して必要な子ども・子育て支援や今後求められる支援ニーズ、現在実施されている支援施策の実態把握を中心に行った。はじめに、要保護児童、要支援児童、特定妊婦、若者妊婦の発生率を明らかにした。次に、各自治体の子ども・子育て支援施策（「S2\_Q3\_1\_家庭訪問や派遣支援」など）を「実施している市区町村（該当）」と「実施していない市区町村（非該当）」の要保護児童率などの中央値に有意差があるかないかを検定結果で確認し、有意差がある場合は、該当・非該当のどちらの中央値が高いか、低いかを確認した。さらに、要保護児童、要支援児童、特定妊婦、若者妊婦がいる自治体と各施策（「S2\_Q3\_1\_家庭訪問や派遣支援」など）との関係性を Wilcoxon 順位和検定の結果により確認した。また、自治体における子ども・子育て支援充実のために特にニーズの高い事業及び今後さらに支援の充実や拡充が求められる制度、各種事業については単純集計により、上位5事業を示した。さらに、「市、町、村、政令指定都市、23区で認可保育所のニーズを選択した割合には有意差がある」、すなわち「ニーズがある」ではなく、「市、町、村、政令指定都市、23区でS2\_Q1\_1\_認可保育所などを選択した割合（ニーズ）に"差"がある」と解釈し、どこの割合が高いか低いかをクロス集計表により確認するとともに、Pearson の $\chi^2$ 検定を行い、有意差ありの事項を説明した。最後に本調査票から得られた人口割合について「人口100人あたり」で解釈した場合、「未就学児が人口100人あたり4.1人以上いる市区町村」と「未就学児が人口100人あたり4.1未満の市区町村」に分類することができた。人口別に子ども・子育て支援施策を選択した割合(ニーズ)に"差"があるのかについて、Pearson の $\chi^2$ 検定を行い、有意差ありの事項を説明した。要支援・要保護層①-1（利用者支援事業の実施における要保護児童）、要支援・要保護層①-2（虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童）、中間層、一般層と各階層についてニーズとそのため支援プログラムの把握について質的な分析を試みる予定であったが今回の報告書には反映させることができなかつたため、質的な分析結果がまとめ次第、適宜、報告していくこととする。

#### 1. 要保護児童、要支援児童、特定妊婦率、若者妊婦の発生率について

自治体において子ども・子育て支援の対象となると推察される要保護児童、要支援児童、特定妊婦率、若者妊婦の発生率について、Figure3-1 から Figure 3-4 に示した。要保護児童の発生率は平均値 0.75%、要支援児童の発生率は 0.73%、特定妊産婦の発生率は 0.06%、若者妊娠率は 2.02%であった。要保護児童及び要支援児童、特定妊産婦の発生率は 1%未満であった。





## 2. 要保護児童、要支援児童、特定妊婦、若者妊婦の支援と関係する子ども・子育て支援制度について

Figure3-1 から Figure 3-4 に示したとおり、今回の調査からも一定数の要保護児童、要支援児童、特定妊婦、若者妊婦の存在が示された。この要保護児童、要支援児童、特定妊婦、若者妊婦が発生（存在した）該当群はどのような支援と結びついているのかについて、Wilcoxon 順位和検定を用いて検定した結果、有意差が認められた事項を次のとおり、整理した。Table3-1、Table3-2、Table3-3 のとおり、要保護児童や特定妊婦がいるに該当する自治体で行われている子ども・子育て支援の関連性を見るために Wilcoxon 順位和検定を行ったところ有意であった。要保護児童との関係性では有意確率.002、有意差（ $p < .01$ ）、特定妊産婦では有意確率.015、有意差（ $p < .05$ ）も認められた。

この結果、要保護児童や特定妊産婦に対する自治体の支援のひとつが家庭訪問や派遣支援であることが示された。

重み付き平均(定義 1)	S1_Q2_1: 18年度要保護児童率	パーセンタイル						
		5	10	25	50	75	90	95
該当		0.0000%	0.0000%	0.1874%	0.5918%	1.3224%	2.2533%	3.0090%
非該当		0.0000%	0.0000%	0.1096%	0.3215%	0.5915%	1.3266%	2.1197%

重み付き平均(定義 1)	S1_Q2_1: 18年度特定妊婦率	パーセンタイル						
		5	10	25	50	75	90	95
該当		0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0304%	0.0873%	0.1540%	0.2957%
非該当		0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0527%	0.1572%	0.2191%

	S1_Q2_1: 18年度要保護児童率	S1_Q2_1: 18年度要支援児童率	S1_Q2_1: 18年度特定妊婦率	S2_Q5_1_若者妊婦率
Mann-Whitney の U	3777.500	3916.000	2987.500	3730.000
Wilcoxon の W	5922.500	5746.000	4640.500	13600.000
Z	-3.161	-0.833	-2.429	-0.143
漸近有意確率 (両側)	0.002	0.405	0.015	0.886

Table3-4、Table3-5 に示したように、若者妊娠者がいる自治体で行われている子ども・子育て支援の関連性を見るために Wilcoxon 順位和検定を行ったところ、役立つ情報がホームページに掲載されていることと有意であった。若者妊娠者との関係性では有意確率.021、有意差（ $p < .05$ ）も認められた。この結果を見ると、若者妊娠者は役立つ情報がホームページに掲載されている子ども・子育て支援情報と結びつく傾向にあることが示された。

重み付き平均(定義1)	S2_Q5_1_若者妊婦率	該当	パーセンタイル						
			5	10	25	50	75	90	95
		該当	0.0000%	0.0000%	0.5100%	1.6000%	2.5450%	3.6000%	4.0400%
		非該当	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%	1.1500%	3.1000%	

Table3-5 S1\_Q2\_1:18年度要保護児童率 S1\_Q2\_1:18年度要支援児童率 S1\_Q2\_1:18年度特定妊婦率 S2\_Q5\_1\_若者妊婦率

Mann-Whitney の U	1342.500	996.000	1292.500	946.000
Wilcoxon の W	1495.500	1101.000	17582.500	1082.000
Z	-1.701	-1.593	-0.279	-2.307
漸近有意確率 (両側)	0.089	0.111	0.780	0.021

a. グループ化変数: S2\_Q3\_3\_役立つ情報がホームページに掲載

Table3-6、Table3-7、Table3-8 に示したように、要保護児童や特定妊産婦がいる自治体で行われている子ども・子育て支援の関連性を見るために Wilcoxon 順位和検定を行ったところ、放課後の居場所が直近3年で増加するなどの関連性が有意に見られた。要保護児童では有意確率.003、有意差 ( $p < .01$ ) も認められた。特定妊婦においても有意確率.036、有意差 ( $p < .05$ ) も認められた。この結果、要保護児童や特定妊婦がいることで、子ども・子育て支援を充実させているものと解釈することができる。

Table3-6

重み付き平均(定義1)	S1_Q2_1:18年度要保護児童率	いる	パーセンタイル						
			5	10	25	50	75	90	95
		いる	0.0176%	0.0413%	0.2208%	0.5912%	1.1591%	1.9118%	2.4092%
		いない	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.3393%	0.9381%	2.1686%	2.9894%

Table3-7

S1_Q2_1:18年度特定妊婦率	いる	パーセンタイル						
		5	10	25	50	75	90	95
	いる	0.0000%	0.0000%	0.0044%	0.0308%	0.0689%	0.1474%	0.2665%
	いない	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0559%	0.1634%	0.2629%

Table3-8

S1\_Q2\_1:18年度要保護児童率 S1\_Q2\_1:18年度要支援児童率 S1\_Q2\_1:18年度:特定妊婦率 S2\_Q5\_1\_若者妊婦率

Mann-Whitney の U	4509.000	4380.000	3600.000	3923.000
Wilcoxon の W	8250.000	7461.000	6681.000	6926.000
Z	-2.950	-1.039	-2.102	-1.706
漸近有意確率 (両側)	0.003	0.299	0.036	0.088

a. グループ化変数: S2\_Q3\_6\_放課後の居場所増加が直近3年で増加

Table3-9 及び Table3-10 に示したように、特定妊産婦がいる自治体で行われている子ども・子育て支援の関連性を見るために Wilcoxon 順位和検定を行ったところ、特定妊婦は自治体の住宅支援を受けている傾向があることが示された。有意確率.031、有意差 ( $p < .05$ ) も認められた。この結果、特定妊婦が受ける支援は住宅支援と関連性があることが明らかになった。特定妊婦がいる場合、居住地確保のために何らかの住宅支援が行われていると解釈することができる。

Table3-9

重み付き平均(定義1)	S1_Q2_1:度末ケース総数:18年度:特定妊婦率	いる	パーセンタイル						
			5	10	25	50	75	90	95
		いる	0.0000%	0.0000%	0.0079%	0.0388%	0.1388%	0.1872%	0.2580%
		いない	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0202%	0.0567%	0.1420%	0.2897%

Table3-10

S1\_Q2\_1:18年度要保護児童率 S1\_Q2\_1:18年度要支援児童率 S1\_Q2\_1:18年度特定妊婦率 S2\_Q5\_1\_若者妊婦率

Mann-Whitney の U	3057.500	2399.000	1841.000	2055.500
Wilcoxon の W	17422.500	14334.000	12572.000	2583.500
Z	-0.703	-0.763	-2.158	-1.175
漸近有意確率 (両側)	0.482	0.445	0.031	0.240

a. グループ化変数: S2\_Q3\_7\_自治体の住宅支援

Table3-11 及び Table3-12 に示したとおり、要保護児童のいる自治体で行われている子ども・子育て支援の関連性を見るために Wilcoxon 順位和検定を行ったところ、要保護児童のいる自治体では、職員の資質向上のための研修実施が行われていることが示された。有意確率.003、有意差 (p<.01) も認められた。

この結果、要保護児童に対応するために、職員が資質向上をさらに高めることが求められ、研修実施に繋がっていると解釈することができる。

Table3-11

		パーセンタイル						
		5	10	25	50	75	90	95
S2_Q3_8_資質向上のための研修実施								
重み付き平均(定義1)	S1_Q2_1:18年度要保護児童率	0.0000%	0.0401%	0.2183%	0.5747%	1.1685%	2.0971%	2.2712%
	いない	0.0000%	0.0000%	0.0341%	0.3269%	0.7194%	2.2052%	3.0170%

Table3-12

S1\_Q2\_1:18年度要保護児童率 S1\_Q2\_1:18年度要支援児童率 S1\_Q2\_1:18年度特定妊婦率 S2\_Q5\_1\_若者妊婦率

Mann-Whitney の U	4178.500	4444.000	3455.500	3960.500
Wilcoxon の W	7028.500	6929.000	5535.500	6886.500
Z	-3.016	-0.446	-1.802	-1.468
漸近有意確率 (両側)	0.003	0.656	0.072	0.142

a. グループ化変数: S2\_Q3\_8\_資質向上のための研修実施

Table3-13 及び Table3-14 に示したとおり、要保護児童のいる自治体で行われている子ども・子育て支援の関連性を見るために Wilcoxon 順位和検定を行ったところ、要保護児童のいる自治体では、児童（生活保護世帯）の学習支援が行われていることが示された。有意確率.000、有意差 (p<.001) も認められた。

この結果を見ると要保護児童、特に生活保護世帯の児童に対する支援として学習支援が実施されていることに強い関連性が見られた。

Table3-13

		パーセンタイル						
		5	10	25	50	75	90	95
S2_Q3_10_生活困窮世帯の児童の学習支援事業実施								
重み付き平均(定義1)	S1_Q2_1:18年度要保護児童率	0.0241%	0.0656%	0.2811%	0.6838%	1.4624%	2.0971%	2.7069%
	なし	0.0000%	0.0000%	0.0342%	0.3215%	0.7150%	2.1492%	2.9415%

Table3-14

S1\_Q2\_1:18年度要保護児童率 S1\_Q2\_1:18年度要支援児童率 S1\_Q2\_1:18年度特定妊婦率 S2\_Q5\_1\_若者妊婦率

Mann-Whitney の U	4384.500	4509.000	3751.500	4118.500
Wilcoxon の W	9040.500	10725.000	7321.500	7946.500
Z	-3.512	-1.186	-1.801	-1.282
漸近有意確率 (両側)	0.000	0.236	0.072	0.200

a. グループ化変数: S2\_Q3\_10\_生活困窮世帯の児童の学習支援事業実施

Table3-15 及び Table3-16 に示したとおり、要保護児童のいる自治体で行われている子ども・子育て支援の関連性を見るために Wilcoxon 順位和検定を行ったところ、要保護児童のいる自治体では、児童（生活保護世帯）への食事提供が行われていることが明らかになった。有意確率.003、有意差 (p<.01) も認められた。

この結果、生活保護世帯の児童に対しては食事提供を行い、児童の健康維持に努めていると解釈することができる。

Table3-15

		パーセンタイル						
		5	10	25	50	75	90	95
S2_Q3_11_生活困窮世帯の児童への食事提供								
重み付き平均(定義1)	S1_Q2_1:18年度要保護児童率	0.0158%	0.0687%	0.3100%	0.7135%	1.3224%	2.2047%	2.9152%
	いない	0.0000%	0.0000%	0.0447%	0.3269%	0.8666%	1.9279%	2.7715%

Table3-16

S1\_Q2\_1: 18年度要保護児童率 S1\_Q2\_1: 18年度要支援児童率 S1\_Q2\_1: 18年度特定妊婦率 S2\_Q5\_1\_若者妊婦率

Mann-Whitney の U	4680.500	4836.500	3854.000	4166.500
Wilcoxon の W	11583.500	10614.500	9107.000	9626.500
Z	-2.961	-0.341	-1.714	-1.072
漸近有意確率 (両側)	0.003	0.733	0.087	0.284

a. グループ化変数: S2\_Q3\_11\_生活困窮世帯の児童への食事を提供

Table3-17 及び Table3-18 に示したとおり、要保護児童及び若者妊婦のいる自治体で行われている子ども・子育て支援との関連性を見るために Wilcoxon 順位和検定を行ったところ、要保護児童及び若者妊婦のいる自治体では、子育て包括支援センターの設置との関連があることが示された。Wilcoxon 順位和検定では、前者が有意確率.000、有意差 ( $p < .001$ ) 後者が有意確率.009、有意差 ( $p < .01$ ) も認められた。この結果、子育て包括支援センターが実施されている自治体では、この期間による要保護児童及び若者妊婦への支援が行われており、特に要保護児童への支援において強い関係性があると解釈することができる。

Table3-17

S2_Q3_15_子育て包括支援センターが設置 重み付き平均(定義1)		パーセンタイル						
		5	10	25	50	75	90	95
S1_Q2_1: 18年度要保護児童率	いる	0.0000%	0.0353%	0.2544%	0.5756%	1.2496%	2.1867%	2.9471%
	いない	0.0000%	0.0000%	0.0398%	0.3215%	0.7194%	1.9742%	2.2219%

Table3-18

S1\_Q2\_1: 要保護児童率 S1\_Q2\_1: 18年度要支援児童率 S1\_Q2\_1: 18年度特定妊婦率 S2\_Q5\_1\_若者妊婦率

Mann-Whitney の U	3997.000	4327.000	3597.000	3619.500
Wilcoxon の W	7318.000	7253.000	5943.000	6545.500
Z	-4.108	-1.486	-1.879	-2.603
漸近有意確率 (両側)	0.000	0.137	0.060	0.009

a. グループ化変数: S2\_Q3\_15\_子育て包括支援センターが設置

3. 自治体における子ども・子育て支援充実のために特にニーズの高い事業、上位5事業について

貴自治体における子ども・子育て支援の充実のために特にニーズの高い事業を5つ選択ください。

N=1193

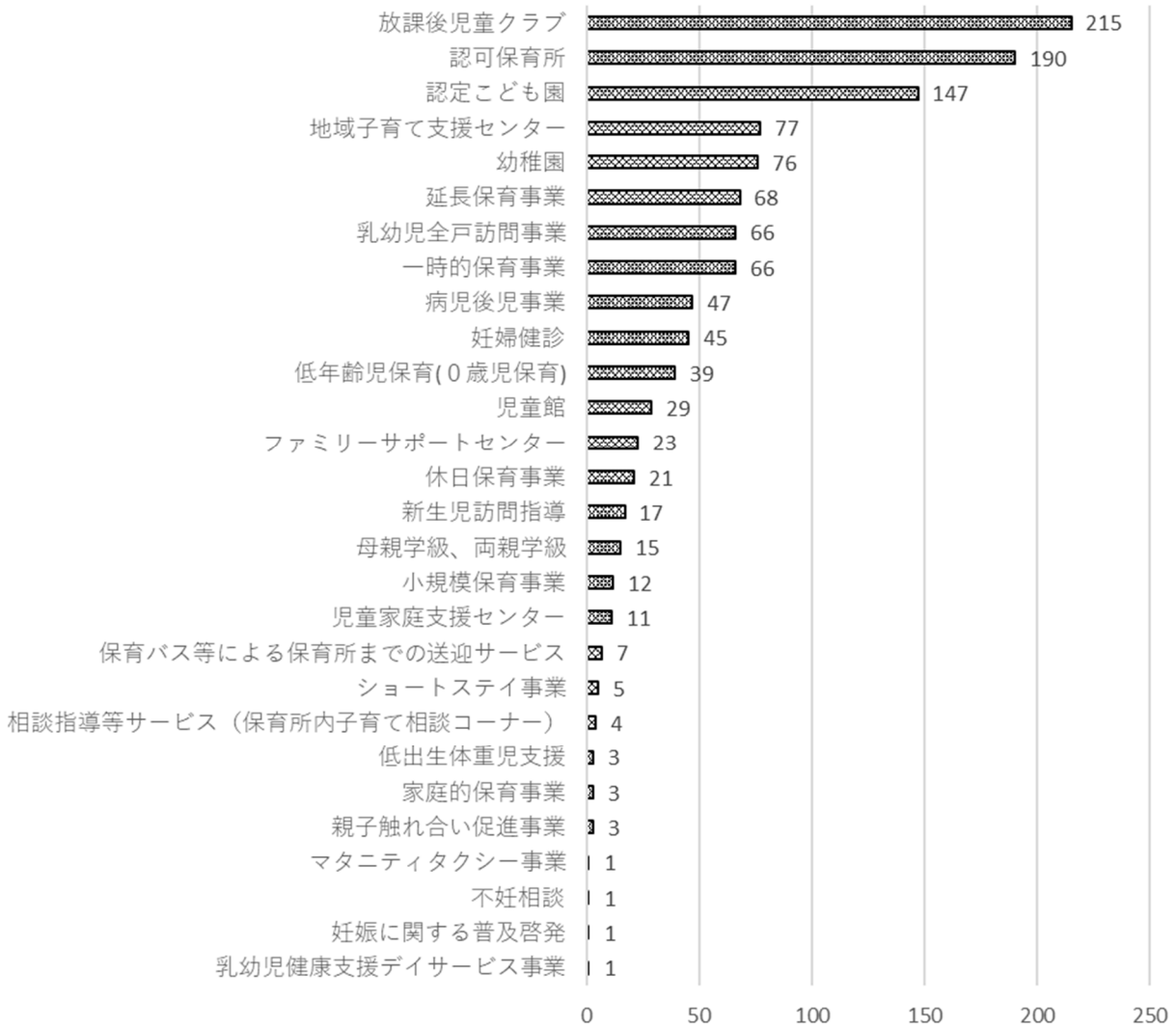


Figure3-6

自治体における子ども・子育て支援充実のために特にニーズの高い事業、上位5事業は Figure3-6 に示されたとおり、放課後児童クラブ（215件）、認可保育所（190件）、認定こども園（147件）、地域子育て支援センター（77件）、幼稚園（76件）の順であった。

4. 子ども・子育て支援世帯に対する支援において、今後さらに支援の充実や拡充が求められる制度、各種事業について

子ども・子育て世帯に対する支援において今後さらに支援の充実や拡充が求められる制度、各種事業等（5つ選択）

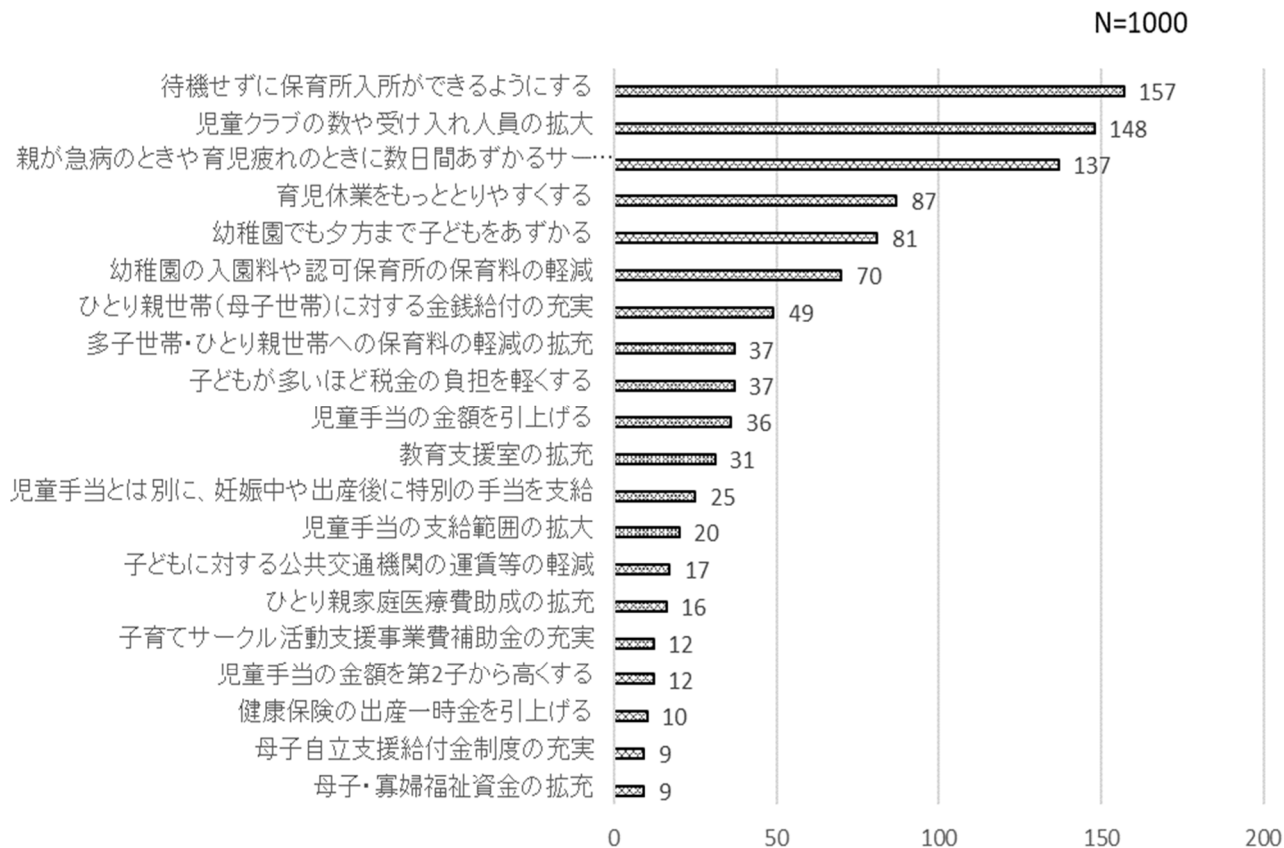


Figure3-7

貴自治体で特に求められる子ども・子育て支援世帯に対する支援事業の上位5事業については、Figure3-7に示すとおり、待機せずに保育所入所ができるようにする（157件）、児童クラブの数や受け入れ人員の拡大（148件）、親が急病のときや育児疲れのときに数時間あずかるサービス（137件）、育児休業をもっととりやすくする（87件）、幼稚園でも夕方まで子どもをあずかる（81件）であった。



## 5. 子ども・子育て支援施策と地区町村とのニーズの差について

Figure3-6 及び Figure3-7 において、子ども・子育て施策のニーズや今後さらなる充実が求められる施策の把握を試みた。これらのニーズや施策は各自治体の状況によっても異なることがよそくされることから、子ども・子育て支援施策と地区町村とのニーズの差に焦点をあてて統計解析を行った。

### (1) S2\_Q1\_1\_認可保育所 と S1\_市区町村区分 のクロス表

「市、町、村、政令指定都市、23区で認可保育所のニーズを選択した割合には有意差がある」、すなわち「市、町、村、政令指定都市、23区で S2\_Q1\_1\_認可保育所などの支援施策を選択した割合（ニーズ）に"差"がある」か、この割合が高いか低いかについてクロス集計により、実態の把握を行った。認可保育所のニーズについて該当する値を示した。Table3-19 及び Table3-20 に示されたとおり、23区（87.5%）、市（75.0%）、町（74.3%）、村（43.3%）であり、自治体ごとに支援施策のニーズに差があるかどうかについて関連性を見るため、Pearson の $\chi^2$ 検定を行ったところ有意であった（ $\chi^2 = 9.710, df = 4, p < .05$ ）。この結果から23区と村において認可保育所のニーズに差が見られていると解釈することができる。

Table3-19

S2_Q1_1_認可保育所		政令指定					合計
		市	町	村	都市	23区	
S2_Q1_1_認可保育所	該当	75.0%	74.3%	43.8%	50.0%	87.5%	72.7%
	非該当	25.0%	25.7%	56.3%	50.0%	12.5%	27.3%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

Table3-20

	値	自由度	漸近有意確率（両側）
Pearson のカイ 2 乗	9.710 <sup>a</sup>	4	0.046
尤度比	8.843	4	0.065
線型と線型による連関	1.214	1	0.271
有効なケースの数	260		

### (2) S2\_Q1\_16\_相談指導等サービス と S1\_市区町村区分 のクロス表

相談指導等サービスのニーズについて該当する値を示した。該当する自治体は Table3-21 及び Table3-22 に示したとおり、町（5.4%）、その他の自治体は0%であった。自治体ごとに支援施策のニーズに差があるかどうかについて関連性を見るため、Pearson の $\chi^2$ 検定を行ったところ有意であった（ $\chi^2 = 10.211, df = 4, p < .05$ ）。この結果から町とその他の自治体においては、相談支援サービスのニーズに差が見られていると解釈することができる。

Table3-21

S2_Q1_16_相談指導等サービス		政令指定					合計
		市	町	村	都市	23区	
S2_Q1_16_相談指導等サービス	該当		5.4%				1.5%
	非該当	100.0%	94.6%	100.0%	100.0%	100.0%	98.5%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

Table3-22

	値	自由度	漸近有意確率（両側）
Pearson のカイ 2 乗	10.211 <sup>a</sup>	4	0.037
尤度比	10.211	4	0.037
線型と線型による連関	0.744	1	0.389
有効なケースの数	260		

### (3)S2\_Q1\_20\_家庭的保育事業 と S1\_市区町村区分 のクロス表

家庭的保育事業のニーズについて該当する値を示した。Table3-23 及び Table3-24 に示されたとおり、23区（12.5%）、町（1.4%）、市（0.6%）、政令都市及び村は0%であった。自治体ごとに支援施策のニーズに差があるかどうかについて関連性を見るため、Pearsonの $\chi^2$ 検定を行ったところ有意であった（ $\chi^2 = 9.672, df = 4, p < .05$ ）。この結果から23区及び町、市とその他の自治体においては、家庭的保育事業のニーズに差が見られていると解釈することができる。

Table3-23

S2_Q1_20_家庭的保育事業		政令指定					23区	合計
		市	町	村	都市			
	該当	0.6%	1.4%				12.5%	1.2%
	非該当	99.4%	98.6%	100.0%	100.0%		87.5%	98.8%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%

Table3-24

	値	自由度	漸近有意確率（両側）
Pearson のカイ 2 乗	9.672 <sup>a</sup>	4	0.046
尤度比	4.022	4	0.403
線型と線型による連関	3.950	1	0.047
有効なケースの数	260		

### (4)S2\_Q2\_7\_児童クラブの数や受け入れ人員の拡大 と S1\_市区町村区分 のクロス表

児童クラブの数や受け入れ人員の拡大に係るニーズに該当する値を示した。Table3-25 及び Table3-26 に示したとおり、政令指定都市（66.7%）、市（63.5%）、23区（62.5%）、町（50.0%）、村（6.3%）の順であった。自治体ごとに支援施策のニーズに差があるかどうかについて関連性を見るため、Pearsonの $\chi^2$ 検定を行ったところ有意であった（ $\chi^2 = 21.106, df = 4, p < .001$ ）。この結果から、村とその他の自治体においては、児童クラブの数や受け入れ人員のニーズに差が見られていると解釈することができる。

Table3-25

S2_Q2_7_児童クラブの数や受け入れ人員の拡大		政令指定					23区	合計
		市	町	村	都市			
	該当	63.5%	50.0%	6.3%	66.7%		62.5%	56.2%
	非該当	36.5%	50.0%	93.8%	33.3%		37.5%	43.8%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%

Table3-26

	値	自由度	漸近有意確率（両側）
Pearson のカイ 2 乗	21.106 <sup>a</sup>	4	0.000
尤度比	23.384	4	0.000
線型と線型による連関	4.924	1	0.026
有効なケースの数	260		

### (5)S2\_Q2\_12\_子どもが多いほど税金の負担を軽くすると S1\_市区町村区分 のクロス表

子どもが多いほど税金の負担を軽くすることの支援割合の値を示した。Table3-27 及び Table3-28 に示したとおり、村（56.3%）、市（14.1%）、町（8.1%）、政令指定都市及び23区は0%であった。自治体ごとに支援施策のニーズに差があるかどうかについて関連性を見るため、Pearsonの $\chi^2$ 検定を行ったところ有意であった（ $\chi^2 =$

27.743,df=4,p<.001)。この結果から、政令指定都市及び23区とその他の自治体においては、子どもが多いほど税金の負担を軽くすることについて差が見られていると解釈することができる。

Table3-27

S2_Q2_12_子どもが多いほど税金の負担を軽くする	該当 非該当	政令指定					合計
		市	町	村	都市	23区	
		14.1%	8.1%	56.3%			14.2%
		85.9%	91.9%	43.8%	100.0%	100.0%	85.8%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

Table3-28

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)
Pearson のカイ 2 乗	27.743 <sup>a</sup>	4	0.000
尤度比	22.242	4	0.000
線型と線型による連関	0.117	1	0.733
有効なケースの数	260		

#### (6)S2\_Q2\_16\_保育料軽減拡充 と S1\_市区町村区分 のクロス表

保育料軽減拡充に係るニーズの該当について支援割合の値に示した。Table3-29 及び Table3-30 に示したとおり、23区 (50.0%)、市 (14.7%)、町 (10.8%)、村 (6.3%)、政令指定都市は 0%であった。自治体ごとに支援施策のニーズに差があるかどうかについて関連性を見るため、Pearson の $\chi^2$  検定を行ったところ有意であった ( $\chi^2 = 11.181, df = 4, p < .05$ )。この結果から、政令指定都市とその他の自治体においては、保育料軽減拡充について支援割合 (ニーズ) に差が見られていると解釈することができる。

Table3-29

S2_Q2_16_保育料軽減拡充	該当 非該当	政令指定					合計
		市	町	村	都市	23区	
		14.7%	10.8%	6.3%		50.0%	13.8%
		85.3%	89.2%	93.8%	100.0%	50.0%	86.2%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

Table3-30

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)
Pearson のカイ 2 乗	11.181 <sup>a</sup>	4	0.025
尤度比	9.366	4	0.053
線型と線型による連関	0.714	1	0.398
有効なケースの数	260		

#### (7)S2\_Q2\_18\_教育支援室の拡充 と S1\_市区町村区分 のクロス表

教育支援室の充実についてのニーズの割合の値を示した。Table3-31 及び Table3-32 に示したとおり、町 (21.8%)、村 (18.8%)、市 (7.1%)、政令指定都市及び23区は 0%であった。自治体ごとに支援施策のニーズに差があるかどうかについて関連性を見るため、Pearson の $\chi^2$  検定を行ったところ有意であった ( $\chi^2 = 13.090, df = 4, p < .05$ )。この結果から、政令指定都市及び23区とその他の自治体においては、教育支援室の拡充について支援割合 (ニーズ) に差が見られていると解釈することができる。

Table3-31

		政令指定					23区	合計
		市	町	村	都市			
S2_Q2_18_教育支援室の拡充	該当	7.1%	21.6%	18.8%				11.5%
	非該当	92.9%	78.4%	81.3%	100.0%	100.0%	100.0%	88.5%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

Table3-32

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)
Pearson のカイ 2 乗	13.090 <sup>a</sup>	4	0.011
尤度比	13.708	4	0.008
線型と線型による連関	0.690	1	0.406
有効なケースの数	260		

## 6. 未就学児に求められる子ども・子育て支援施策について

本調査の結果では、人口 100 あたりの未就学児は、「未就学児が人口 100 人あたり 4.1 人以上いる市区町村」と「未就学児が人口 100 人あたり 4.1 人未満の市区町村」に分類することができた。人口別に子ども・子育て支援施策を選択した割合(ニーズ)に"差"があるのかを明らかにした。

Table3-33 及び Table3-34 に示したとおり、「未就学児が人口 100 人あたり 4.1 人以上いる市区町村」と「未就学児が人口 100 人あたり 4.1 人未満の市区町村」では、保育所までの送迎サービスの割合(ニーズ)に差が見られるかを明らかにするため、Pearson の $\chi^2$  検定を行ったところ有意であった ( $\chi^2 = 7.140, df = 1, p < .01$ )。また、Fisher の直接法による検定においても、有意差 ( $p < .05$ ) が認められた。

この結果から、「未就学児が人口 100 人あたり 4.1 人以上いる市区町村」と「未就学児が人口 100 人あたり 4.1 人未満の市区町村」では、保育所までの送迎サービスのニーズに差があり、中央値 4.1 未満の自治体の方が、保育所までの送迎サービスのニーズ高いと解釈することができる。

Table3-33

### S2\_Q1\_15\_保育所までの送迎サービス と S1\_F1\_未就学児童割合 のクロス表

S1\_F1\_未就学児童割合 の %

	S1_F1_未就学児童割合		合計
	中央値 (4.1%以上)	中央値 (4.1%未満)	
S2_Q1_15_保育所 該当		5.4%	2.7%
までの送迎サー 非該当	100.0%	94.6%	97.3%
ビス			
合計	100.0%	100.0%	100.0%

Table3-34

### S2\_Q1\_15\_保育所までの送迎サービス \* S1\_F1\_未就学児童割合

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確有意確率 (片側)
Pearson のカイ 2 乗	7.140 <sup>a</sup>	1	0.008		
連続修正 <sup>b</sup>	5.239	1	0.022		
尤度比	9.844	1	0.002		
Fisher の直接法				0.014	0.007
線型と線型による連関	7.112	1	0.008		
有効なケースの数	257				

Table3-35 及び Table3-36 に示したとおり、「未就学児が人口 100 人あたり 4.1 人以上いる市区町村」と「未就学児が人口 100 人あたり 4.1 人未満の市区町村」では、未就学児の新生児訪問指導の割合(ニーズ)に差が見られるかを明らかにするため、Pearson の $\chi^2$  検定を行ったところ有意であった ( $\chi^2 = 6.582, df = 1, p < .05$ )。また、Fisher の直接法による検定においても、有意差 ( $p < .05$ ) が認められた。この結果から、「未就学児が人口 100 人あたり 4.1 人以上いる市区町村」と「未就学児が人口 100 人あたり 4.1 人未満の市区町村」では、新生児訪問指導のニーズに差があり、中央値 4.1 未満の自治体の方が、新生児訪問指導のニーズ高いと解釈することができる。

Table3-35

## S2\_Q1\_22\_新生児訪問指導 と S1\_F1\_未就学児童割合 のクロス表

S1\_F1\_未就学児童割合 の %

	S1_F1_未就学児童割合		合計
	中央値 (4.1%以上)	中央値 (4.1%未満)	
S2_Q1_22_新生児 該当	2.3%	10.1%	6.2%
訪問指導 非該当	97.7%	89.9%	93.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

Table3-36

## S2\_Q1\_22\_新生児訪問指導 \* S1\_F1\_未就学児童割合

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確有意確率 (片側)
Pearson のカイ 2 乗	6.582 <sup>a</sup>	1	0.010		
連続修正 <sup>b</sup>	5.324	1	0.021		
尤度比	7.071	1	0.008		
Fisher の直接法				0.018	0.009
線型と線型による連関	6.557	1	0.010		
有効なケースの数	257				

Table3-37 及び Table3-38 に示したとおり、「未就学児が人口100人あたり4.1人以上いる市区町村」と「未就学児が人口100人あたり4.1人未満の市区町村」では、未就学児の妊婦健診の割合（ニーズ）に差が見られるかを明らかにするため、Pearson の $\chi^2$  検定を行ったところ有意であった ( $\chi^2 = 5.921, df = 1, p < .05$ )。また、Fisher の直接法による検定においても、有意差 ( $p < .05$ ) が認められた。この結果から、「未就学児が人口100人あたり4.1人以上いる市区町村」と「未就学児が人口100人あたり4.1人未満の市区町村」では、妊婦健診のニーズに差があり、中央値4.1未満の自治体の方が、新生児訪問指導のニーズ高いと解釈することができる。

Table3-37

## S2\_Q1\_24\_妊婦健診 と S1\_F1\_未就学児童割合 のクロス表

S1\_F1\_未就学児童割合 の %

	S1_F1_未就学児童割合		合計
	中央値 (4.1%以上)	中央値 (4.1%未満)	
S2_Q1_24_妊婦健 該当	11.7%	23.3%	17.5%
診 非該当	88.3%	76.7%	82.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

Table3-38

## S2\_Q1\_24\_妊婦健診 \* S1\_F1\_未就学児童割合

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確有意確率 (片側)
Pearson のカイ 2 乗	5.921 <sup>a</sup>	1	0.015		
連続修正 <sup>b</sup>	5.149	1	0.023		
尤度比	6.018	1	0.014		
Fisher の直接法				0.021	0.011
線型と線型による連関	5.898	1	0.015		
有効なケースの数	257				

Table3-39 及び Table3-40 に示したとおり、「未就学児が人口100人あたり4.1人以上いる市区町村」と「未就学児が人口100人あたり4.1人未満の市区町村」では、待機せずに保育所入所できるような支援の割合（ニーズ）に差が見られるかを明らかにするため、Pearson の $\chi^2$  検定を行ったところ有意であった ( $\chi^2 = 3.928, df = 1, p < .05$ )。一方、Fisher の直接法による検定においては、有意差が認められなかった。この結果から、「未就学児が人口100人あたり4.1人以上いる市区町村」と「未就学児が人口100人あたり4.1人未満の市区町村」では、待機せずに保育所入所できるような支援のニーズに差があり、中央値4.1以上の自治体の方が、待機せずに保育所入所できるような支援のニーズ高いと解釈することができる。このことから、未就学児の割合が高い自治体では保育所のニーズも高いことが明らかになった。

Table3-39

## S2\_Q2\_4\_待機せずに保育所入所ができるよう と S1\_F1\_未就学児童割合 のクロス表

S1\_F1\_未就学児童割合 の %

		S1_F1_未就学児童割合		
		中央値 (4.1%以上)	中央値 (4.1%未満)	合計
S2_Q2_4_待機せずに保育所入所ができるよう	該当	65.6%	53.5%	59.5%
	非該当	34.4%	46.5%	40.5%
合計		100.0%	100.0%	100.0%

Table3-40

## S2\_Q2\_4\_待機せずに保育所入所ができるよう \* S1\_F1\_未就学児童割合

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確有意確率 (片側)
Pearson のカイ 2 乗	3.928 <sup>a</sup>	1	0.047		
連続修正 <sup>b</sup>	3.441	1	0.064		
尤度比	3.940	1	0.047		
Fisher の直接法				0.057	0.032
線型と線型による連関	3.913	1	0.048		
有効なケースの数	257				

Table3-41 及び Table3-42 に示したとおり、「未就学児が人口100人あたり4.1人以上いる市区町村」と「未就学児が人口100人あたり4.1人未満の市区町村」では、未就学児が幼稚園でも夕方まで子どもをあずかることのできるサービスの割合（ニーズ）に差が見られるかを明らかにするため、Pearson の $\chi^2$  検定を行ったところ有意であった ( $\chi^2 = 4.829, df = 1, p < .05$ )。

また、Fisher の直接法による検定においても、有意差 ( $p < .05$ ) が認められた。幼稚園でも夕方まで子どもをあずかる割合（ニーズ）に差がみられた。この結果から、「未就学児が人口100人あたり4.1人以上いる市区町村」と「未就学児が人口100人あたり4.1人未満の市区町村」では、未就学児が幼稚園でも夕方まで子どもをあずかることのできるサービスの割合（ニーズ）に差があり、中央値4.1以上の自治体の方が、未就学児が幼稚園でも夕方まで子どもをあずかることのできるサービスニーズ高いと解釈することができる。

このことから、未就学児の割合が高い自治体では保育所のニーズも高いことが明らかになった。

Table3-41

**S2\_Q2\_5\_幼稚園でも夕方まで子どもをあずかる と S1\_F1\_未就学児童割合のクロス表**

S1\_F1\_未就学児童割合 の %

		S1_F1_未就学児童割合		
		中央値 (4.1%以上)	中央値 (4.1%未満)	合計
S2_Q2_5_幼稚園でも夕方まで子どもをあずかる	該当	37.5%	24.8%	31.1%
	非該当	62.5%	75.2%	68.9%
合計		100.0%	100.0%	100.0%

Table3-42

**S2\_Q2\_5\_幼稚園でも夕方まで子どもをあずかる \* S1\_F1\_未就学児童割合**

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確有意確率 (片側)
Pearson のカイ 2 乗	4.829 <sup>a</sup>	1	0.028		
連続修正 <sup>b</sup>	4.255	1	0.039		
尤度比	4.853	1	0.028		
Fisher の直接法				0.032	0.019
線型と線型による連関	4.810	1	0.028		
有効なケースの数	257				



おわりに

本分析では、「子ども・子育て支援」充実のために必要な支援や今後求められる支援ニーズ、支援の実態把握を中心に行った。各自治体において子ども・子育て支援の充実のために特にニーズの高い事業の上位5項目は、放課後児童クラブ、認可保育所、認定こども園、地域子育て支援センターであった。また、今後、求められる制度や各種事業の上位5項目は、待機せずに保育所に入所できるようにする、児童クラブの数や受け入れ人員の拡大、親が急病のときや育児疲れのときに数日間あずかるサービス、育児休業をもっと取りやすくする、幼稚園でも夕方まで子どもを預かることができるであった。しかし、この事業を人口に占める未就学児の割合等を基準にして詳細分析を行ったときに、人口規模によっても求められる子ども・子育て支援のニーズに差があることが示された。このことは、各自治体において、要保護児童、要支援児童、特定妊婦、若者妊婦の発生率の割合によっても整備すべき子ども・子育て支援に差があることが明らかになったように、各自治体の実態にあわせた子ども・子育て支援策が求められることを示す結果となった。各自治体においては現在、子ども・子育て関連3法に基づいて第二期の子ども・子育て支援事業計画が策定されていることと推察される。その際には、各自治体のニーズ調査やパブリックコメントを経た計画が作成されていることから、自治体のニーズを詳細分析し、その結果に基づいたオリジナルの計画を策定し、必要な事業に予算付けしていくことが、子ども・子育て支援施策の充実につながると思われる。今回の統計解析は、調査全体の一部分の結果になるが、統計解析結果については適宜公表していく予定である。そのため、今後の統計解析の結果が各自治体の計画策定の参考となるように努めて行ければと考えている。

## 4. 川並利治委員（金沢星稜大学）

「地域子ども・子育て支援事業」（13 事業）の取組から見える課題

### アンケート調査の背景

わが国は少子化対策・子育て支援施策として、エンゼルプランに始まり、少子化社会対策大綱や子ども・子育て支援新制度などを設計し、社会資源の拡充・構築に寄与してきた。

そして、地方分権の潮流とともに、基礎自治体の子ども家庭支援体制は、機能強化のため再編が求められている。一つは妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援をワンストップで実施する「子育て世代包括支援センター」の全国展開、もう一つが、児童福祉法第 10 条の 2 に規定される「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置である。

こうした拠点の確立とともに、基礎自治体が家族にアクセスする事業として「地域子ども・子育て支援事業」（13 事業）を積極的に展開することを期待したい。

13 事業の各自治体における取組を概観するため、指標として予算（決算額）及び実施個所数や利用数等を伺った。

### アンケートから見える概況

p 11 表 12 は全体での記述統計量であるが、まず、見えてくるのは最小値に 0 が記入されている（すなわち、実施していない）項目があることである。

また、最大値との差は大きく、ニーズ量の違いが表れたものと推測する。特に最大値は、13 事業中、最も人口の多い Y 市のデータが 6 事業で利用・対象児童数を独占しており、子どもの数との相関は非常に高い。今後、子ども一人当たりどれだけコストがかけられているかを分析していく必要があるだろう。

行政区別の地域子ども・子育て支援事業（13 事業）を示したのが表〇〇である。市町村においては前述のとおり、実施していない事業がある。着目すべきは市町村に比べ人口の多い政令指定都市及び東京都特別区においてすら、例えばトワイライトステイの実施個所数及び利用児童数が 0 という自治体が存在する。これについては、実施しない何らかの理由があるのだろう。また、利用者支援事業の決算額が 0 円の当該政令指定都市については、利用回数が 3345 回で、別の予算で実施しているということであろう。

### まとめ

自治体のサービスについてのアンケートにおいては、p 12 の表 11 からわかるように、子育て支援充実のニーズとして「保育所」「認定こども園」「放課後児童クラブ」など預かる「保育」を中心としたサービスの充実を重要視していることがわかる。しかし、施設型給付やサービスメニューが整備されつつある一方で、子ども虐待等の悔やまれる事例も後を絶たない。子育ての第一義的責任を有する保護者の中には、情報にアクセスしにくい人、自らサービスにつながらない人、必要と考えない人も存在する。

そうしたさまざまな段階の利用者に、情報を伝え、サービスの利用につなげていくためには今後、アウトリーチ型の支援とソーシャルワークのスキルがますます必要となってきた。特に「利用者支援事業」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」「子どもを守る地域ネットワーク（要対協）機能強化事業」「地域子育て支援拠点事業」は今後、基礎自治体が優先的に活用を模索すべきソーシャルワーク事業であると考えられる。

今回の調査では、これらの事業を実施していない基礎自治体が存在することが明らかになった。また、「子ども・子育て世帯へのさらなるニーズ」は、p 13 の表 12 に示されるように、「待機せずに保育所入所ができるようにする」「児童クラブの数や受け入れ人員の拡大」といったインフラ整備が顕在化する。しかし、子どもの数の大小にかかわらず、全国の基

礎自治体において、上記のソーシャルワーク事業が展開し、機能することが「親子が健やかに家庭で生活できる」社会の構築への近道ではないだろうか。

事業種別区分		事業名											
		04.1: 親親性支援事業 支援費	04.1: 親親性支援事業 委託・報酬費	04.2: 育児支援事業 支援費	04.3: 育児支援事業 委託・報酬費	04.4: 多様な生活スタイル 支援費	04.4: 多様な生活スタイル 委託・報酬費	04.5: 家庭内支援事業 支援費	04.5: 家庭内支援事業 委託・報酬費	04.6: ショートステイ 支援費	04.6: ショートステイ 委託・報酬費	04.7: ショートステイ 支援費	04.7: ショートステイ 委託・報酬費
基	合計	10007	10007	16000	16000	3004	3004	3500	3500	300	300	4602	4602
	年度別	17382481	130018	220018	8102	1600370	2451	117976	224	3677	161030	820	5200
	人数	107	95	75	32	62	142	144	125	122	112	112	126
	都庁委託	17382481	2202	1013	477	2201204	22	1200	2	84	1110340	1	241
	中央	17382481	36336	36336	1400	160	1600	6160	230	530	1041000	0	0
	区中	16	0	1	1	16	1	30	0	0	16	0	0
青	合計	172500013	29171	6022	2400	11202000	124	500	12	575	11202000	0	1751
	年度別	172500013	3202	27506	6	1070000	201	2022	50	132	14200000	27	5741
	人数	30	29	34	4	37	90	66	45	41	41	41	60
	都庁委託	2302302	230	2546	1	70310	2	1122	2	0	202240	1	2
	中央	16	0	0	0	16	0	0	0	0	12000	0	0
	区中	16	0	1	1	16	1	17	0	0	16	0	14
社	合計	172500013	3202	27506	6	1070000	201	2022	50	132	14200000	27	5741
	年度別	172500013	3202	27506	6	1070000	201	2022	50	132	14200000	27	5741
	人数	0	0	4	4	10	13	13	10	10	10	10	14
	都庁委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合福祉課	合計	172500013	3202	27506	6	1070000	201	2022	50	132	14200000	27	5741
	年度別	172500013	3202	27506	6	1070000	201	2022	50	132	14200000	27	5741
	人数	0	0	4	4	10	13	13	10	10	10	10	14
	都庁委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2課	合計	172500013	3202	27506	6	1070000	201	2022	50	132	14200000	27	5741
	年度別	172500013	3202	27506	6	1070000	201	2022	50	132	14200000	27	5741
	人数	0	0	4	4	10	13	13	10	10	10	10	14
	都庁委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	合計	172500013	3202	27506	6	1070000	201	2022	50	132	14200000	27	5741
	年度別	172500013	3202	27506	6	1070000	201	2022	50	132	14200000	27	5741
	人数	0	0	4	4	10	13	13	10	10	10	10	14
	都庁委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 第IV章 市町村で適用可能なプログラムの検討

---

### 1. わが国の課題

#### (1) 調査結果の概要

自治体アンケートの結果や自治体へのヒアリング結果より明らかになった課題は以下のとおりである。

※子育て支援という視点から、事業であってもプログラムとしています。

- ・(自治体の職員から見た)良いプログラムが見当たらない
- ・それらを学んでも人事異動等があると、継続しにくくなる
- ・プログラム実施に費用が掛かる
- ・プログラム実施やフォローに手間がかかる
- ・児相との役割が不明瞭である

#### (2) プログラムの評価について

市町村で行われているプログラムを分析したところ、次の課題が浮かび上がった。

- ・(海外で効果があっても)日本で有効か不明なプログラム (標準化していない)
- ・海外のプログラムの著作権を取らずに実施しているプログラム
- ・専門家ではない方が経験則で実施しているプログラム(NPO に多い)
- ・プログラムを実施するのに高い研修費や更新料が必須である
- ・実施した時の疑問点や改善点を伝えにくい

これら課題を克服し、わが国で実施可能なプログラムを検討する必要がある。その検討を行ったところ、わが国でも適用可能なプログラムがいくつかあり、その一つであるプログラムを次に紹介する。

## 2. ラップアラウンドのわが国の自治体への適用（久保樹里：大阪歯科大学）

### 米国におけるラップアラウンドの効果

虐待対応と言うと、安全確認や子どもの保護のところに注目が集まるが、児童相談所で長く虐待対応に従事してきた経験からすると、それは対応のほんの一部に過ぎない。虐待対応の目的は子どもの安全と健全な発達であるが、現在のシステムは虐待を予防したり、子どもの保護後に虐待を再発させないための家庭への支援のところが不足している。地域の見守りは、状況を確認することや話を聞くことにとどまっているところが多い。子どもの安全は最優先ではあるが、子どもの人生全体を考えて支援を進める必要がある。子どもにとって、家庭から離れることは、家族だけでなく、それまで暮らした地域との別れでもある。日本より30年虐待の発見が早かった米国では子どもを長く、家庭や地域から離すことによる悪影響が問題となり、子どもが安全に家族と地域で生活できるための対応策が検討されてきた。

その対応策のひとつがラップアラウンド・アプローチである。米国の50州やカナダなどで展開されている困難を抱える子どもと家族を地域の公式・非公式の支援やサービスでラップのように包み込み支援する約1年半の集中的なアプローチであり、ラップアラウンドは従来の支援のあり方を大きく変えた（図1）。保護者にはファミリーパートナーというかつてこのサービスを利用したことのあるかつての保護者が寄り添い、子どもには、ユースパートナーという福祉・保健・司法などの支援を受けた経験のある若者が寄り添って、どのような家族になりたいのか、そのためにどういうことが必要なかを話せるように後押しをする。そして、ケアコーディネーターは、家族と子どもを中心にラップアラウンド会議を開催し、その家族にかかわる支援機関、インフォーマルな関係者や親族を集めて、家族のニーズが叶うように調整を行っていく。（図2）既存のサービスだけでなく、家族に必要なサービスを作り出していくこともある。各機関が個別に支援やサー

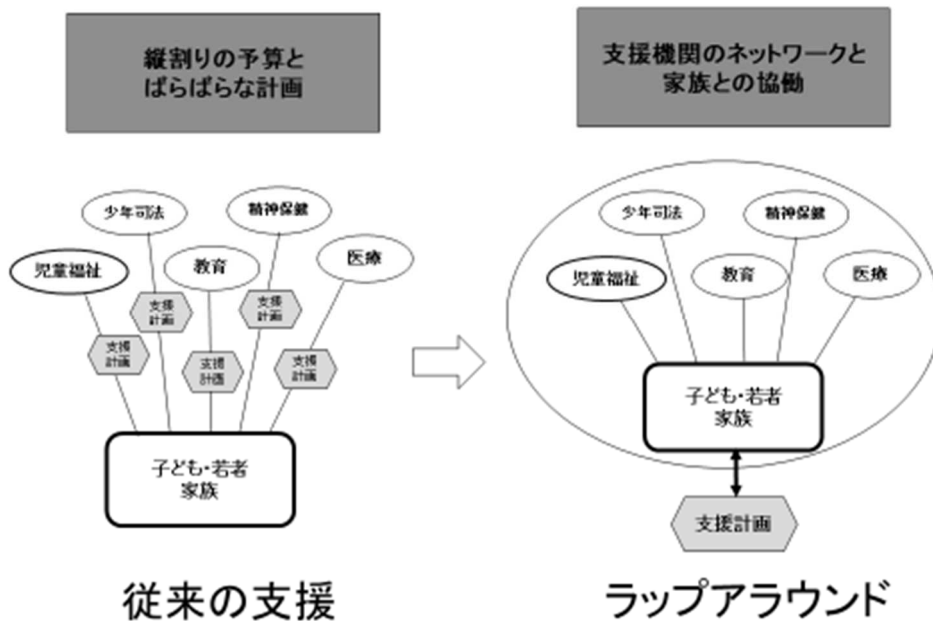
ビスを家族に提供するのではなく、ラップアラウンド会議を活用して、かかわったメンバーが家族のためにひとつの支援計画を作り出していく。主役は家族であり、会議のメンバーの支えのなかで、このアプローチが終了する段階では、保護者や若者が自ら問題に対応したり、適切どころに助けを求めていくことができる力をつけることを目的とする（図3）。このアプローチの導入で、カルフォルニア州オレンジ郡ではグループホームに入所していた子どもの多くが地域で生活できるようになったというデータがある。

### これまでの支援とラップアラウンドとの違い

ラップアラウンド	従来型の支援
家族のパートナーとして	家族に指示
家族の個別性に注目	情報提供 と紹介
支援チームが中心	サービスが中心
強みを中心に	できていないことを中心に
やれることは何でも	既存のサービスの中で
柔軟に	サービスは固定的
無条件に	サービス利用の制約
自分の経験を共有して	自分のことはオープンにしない
家族が中心	専門職が中心
家族への支援	特定の個人への支援
自然な関係のなかでのサポートが可能なように	専門職につなげる

### ラップアラウンド (Wraparound)





en route, LCC資料を翻訳

### ・ラップアラウンドを導入したらどうなるのか？

深刻な虐待事件が続くなか、パターンリズムが非常に強くなっており、保護者と児童相談所の距離は非常に遠くなっている。子どもを保護した後に、家族再統合を行うことも対立関係でなかなか進まないという苦悩がある。保護者が子どもに虐待などの不適切な対応をしてしまうには保護者なりの理由がある。そこで市町村レベルでラップアラウンドを導入し、深刻化する前にラップアラウンドを通して、集中的にかかわることが効果的ではないかと考える。

要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議は平成28年度のデータによれば、91.1%の設置率であり、平均33.2回開かれている。この会議に当事者家族が参加しているところもある。この個別ケース検討会議のひとつとして、ラップアラウンド会議を取り入れてみることで、支援のあり方が変化することが期待できる。当事者のことは当事者が最も理解しているというのは、当事者参画の基本である。障害者福祉分野に比べると児童福祉、特に虐待相談においては当事者が支援方針決定に参加すること

がなかなか進まない。虐待をしている保護者は自ら相談をすることに躊躇するのは、孤立感であったり、責められるという怖れであったり、相談して傷付いた結果であることが多い。保護者や子ども、若者の悩みを受け止め、チームで共に考えていくラップアラウンドは、訓練を受けたケアコーディネーターのファシリテーションの元、かつて同じような悩みを抱えた保護者や若者が寄り添い、自らの経験をいかしてサポートする。当事者にどんな家族になりたいか、そのために何が必要かを問いかけ、当事者のニーズ・声を引き出していく。そして、家族を中心としてなんとかしようという会議が開催される。その流れが定着すれば、相談することの意味づけが当事者に生まれる。当事者が自己決定していけるように促され、支援されるべき存在から、自立し、なかには次の家族をサポートできる存在にもなっていくことが期待される。会議は公的な支援機関だけではなく、非公式の支援者も参加して進められる。地域に公式・非公式の支援のネットワークが対象ケースを通じて、作り上げられていく。顔の見える関係がもっと連携を促進する有効な方法であり、ラップアラウンド会議で参加者が当事者家族のニーズを叶えるための知恵を出し合うことが関係機関連携の素地を作り上げることにつながる。ラップアラウンドは、特定妊婦、障害を持つ子どもを育てる家庭、虐待の重度化を防ぐため、家庭引き取り後の支援など予防からアフターケアまで さまざまな状況で活用することが期待される。

#### ・日本での適応可能性（協力自治体や情報共有については巻末で）

ラップアラウンドの図 1 にある原理を皆が共有して、ラップアラウンド会議を開催する必要がある。そのために家族と協働する、子どもの最善の利益のためにリスクについても率直に家族と話せるようにラップアラウンド導入前にベースを作ることから始める。



## 第一段階 ラップアラウンド導入のためのベースを作る

個別ケース検討会議を有効に進めるためのファシリテーションの方法について研修を行う。家族における危険と安全、具体的な支援プランを家族とともに作っていくためのファシリテーションについてオーストラリア、英国、米国など世界各地で用いられているソニア・パーカーによって開発された「安全パートナーリング」の手法を導入して学ぶ。家族を交えた会議開催のベースを作る。

第二段階 米国でのラップアラウンドの研修内容を取り入れラップアラウンドケアコーディネーター、ファミリーパートナー、ユースパートナーの養成研修を実施し、個別ケース検討会議を活用して、モデル的にラップアラウンド会議の開催を行う。

第三段階 地域によっては、民間団体においてケアコーディネータ、ピアサポートとしてのファミリーパートナー、ユースパートナー養成を担うことが可能などころもあると思われる。すべてを行政機関が担うのは困難であり、民間団体に対しても研修の機会を拡大し、支援者を育成していく。

## (引用文献)

厚生労働省 要保護児童対策地域協議会 データ 2017

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000349526.pdf>

久保樹里「米国オレンジ郡に学ぶ家族再統合—ラップアラウンド導入の効果」世界の児童と母性

第 83 号, p 61-66:2018 資生堂福祉事業団

「地域で困難を抱える子どもと家族を支えるために : 米国ラップアラウンドの実践を通して」

子どもと福祉 12 号, p105-113:2019 明石書店

「家族応援会議」 Sonja Parker 著・井上直美・千賀則史・井上薫 訳

井上直美・多田薫 著 安全パートナーリング研究会

安全パートナーリングのアセスメントとプランニングの枠組み Sonja Parker 著

井上直美・井上薫訳 安全 パートナーリング研究会

## 第V章 まとめと今後の展望

---

### 1. まとめ

本研究の結果から、規模や各地域の特性の違いを踏まえて各自治体はニーズに合った施策を実施している。特に検診等や国の施策による事業についてはある程度自治体で行われているが、相談事業や親への支援などの具体的な対応策については自治体について違いがあり、またその対応策についての効果や実績などの評価を取ることが難しいことが明らかになった。

行政の施策に関しては、行政評価が必要でありそれは子育て支援領域でも例外がない。今回の調査で先進的な取り組みをしている自治体があり、それら取り組みを評価して優良事例として社会に広める必要があるとともに、区市町村で実施できるプログラムの実践についてより検討をする必要があると感じられた。

### 2. 今後の展望

今回の成果を踏まえ、今後は次のステップに進む予定である。

- ①全国区市町村の子育て支援事業（施策）の特にプログラムの評価に関する調査
- ②先進的な取り組みをしている自治体の行政評価
- ③市町村で実施できるプログラム案（ラップアラウンド日本版）の作成と参加自治体の募集

### 3. 謝辞

お忙しい中アンケートにご協力いただいた自治体の皆様に感謝いたします。本研究の結果をより社会実装するために、新しい支援プログラムを検討し、これから皆さまに提示したいと思っております。

本研究は日本財団の助成を受けて実施しました。厚く御礼申し上げます。